

議 事 日 程

令和4年第1回浜中町議会定例会

令和4年3月10日 午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		一般質問
日程第 3	議案第 9号	浜中町景観計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議案第10号	浜中町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案第11号	公の集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案第12号	浜中町介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案第13号	浜中町新規就農者誘致条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案第14号	浜中町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第15号	浜中町と根室市との間におけるごみの処理に関する事務の委託について
日程第10	議案第16号	固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第11	議案第17号	令和4年度浜中町一般会計予算

(再開 午前10時00分)

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は前日同様であります。

◎日程第2 一般質問

○議長（波岡玄智君） 日程第2 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） 通告に従い一般質問を行います。質問事項は大きく3項目であります。最初の質問事項は津波避難施設の基礎資料と特措法の改正についてであります。質問内容は3点です。1点ずつ質問してまいります。

まず1点目、津波避難困難地域住民の避難対策は新しい津波浸水想定公表を道から受けまして、徒歩による具体的な避難対策の検討を進めていると12月定例会で答えております。その検討内容を復唱していただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。津波避難困難地域の避難対策につきましては、昨年10月に設置いたしました浜中町、津波避難困難地域の避難対策検討会において議論を進めております。この検討会でありますけれども、防災対策の専門家の参加をいただきましてこれまで2回検討会を開催してございます。検討会ではまず初めに避難困難地域における避難施設設置の候補地の選定をしておりまして、暮帰別、新川

東地区では4カ所、新川西、仲の浜、琵琶瀬親睦地区は7カ所を候補地として、この候補地の中から概ね半径500m圏内を避難地域として候補地を絞り込む作業を進めてございます。現時点では暮帰別、新川東地区で3カ所、新川西、仲の浜、琵琶瀬親睦地区で3カ所が必要であると想定されております。

次に、避難施設の内容でございますけれども、昨年7月に公表されました津波浸水想定における基準水位を目安にこの水位をクリアする形で考えてございまして、例えば霧多布高等学校の校舎、あるいは総合体育館の屋上は既存施設として利用できるのではないかと。それと、基準水位をクリアする施設がない候補地につきましては、新規の避難施設を検討している状況でございます。この新規の避難施設につきましては冬季間あるいは悪天候を考慮いたしますと、室内避難が必要になるということ。また、普段利用する複合施設、こういうことも考えられますけれども、検討会としては逆に避難施設の要件を満たすために使いづらい施設になるという懸念がございますので、単純に検討会としては津波避難に特化した施設を検討しているということでございます。次に施設の構造でございますけれども、鉄骨の太い柱で組み立てる方式、これと鉄筋コンクリートの柱で建設するという二つの方式が考えられるということで避難場所の高さにつきましては、基準水位が概ね7mから8m程度となっておりますので、避難場所の床面積は9m以上必要ということ。またその屋上の部分に避難スペースを確保する必要があると考えてございます。

次に収容人数でございますけれども、想定する対象区域の人口を考慮いたしまして、1施設当たり100人から150人程度が考えられると思っておりますけれども、対象人口が極端に少ない地域もございまして、こちらについては津波救命艇、こういうものも考えられるのではなかろうかということでございます。

以上、申し上げましたとおり現時点での検討会の検討内容でございますけれども、今後、さらにこれらの議論を進めながら検討会としては報告書という形にまとめて町サイドに提出をしていきたいと考えてございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） ただいま防災対策室長から詳しくご説明を受けました。この前の12月定例で答えた内容、これにプラスして津波避難困難地域の避難対策検討会で2回実施したということですから、12月以降ですよ。ですからその中で先ほど言われたような構造の関係だとかそういった避難場所の選定が話し合われたのかなと思って

います。そういうことで、順次検討されていることがわかりましたので了といたします。

2点目に入ります。千島海溝沿いの巨大地震対策の特措法の改正が第208回国会ということで1月17日に招集されまして、会期は6月15日までの150日間でありませんが、この中で議員立法の形で成立を目指しているということでもあります。改正内容については、首相が津波の危険が特に高い地域を特別強化地域に指定をして、避難施設などの整備に要する国の補助率を現行法の2分の1から3分の2に引き上げる内容であります。12月定例会ではこれが決まれば4年度中に町として国の同意を得て津波避難対策緊急事業計画を作成し、5カ年計画で緊急事業の実施は可能であると答弁されてきました。この緊急事業実施の具体的な制度とその内容について説明をいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。この緊急事業実施までの流れを説明いたします。千島海溝沿いの巨大地震の特措法につきましては議員おっしゃいますとおり今国会におきまして南海トラフ特措法並みの改正成立を目指しているということで承知をしてございます。この改正の主な内容でございますけれども、市町村におきましては国の基本計画の改正、それと、特別強化地域の指定を受けまして町の地域防災計画に現在記載されております推進計画を改正して、具体的な事業につきましては津波避難対策緊急事業計画を道との協議、それと国の同意を得て作成するというところでございます。その後、国の財政の支援を受けながら事業を進めていく形になろうかと思っております。それで南海トラフの特措法の関係でございますけれども、これは平成25年の11月に法律が成立いたしまして、その1カ月後に法律が施行され、さらにその3カ月後の平成26年3月、成立から4カ月後に国の基本計画策定と特別強化地域が指定されたということでございます。ですので南海トラフにつきましては平成26年4月から平成26年度以降の年度を初年度とする緊急事業計画が各市町村で作成されて避難施設などの整備がされたということでございます。この津波避難対策緊急事業計画でございますけれども、津波から逃れるための避難場所の整備、あるいは避難道の整備が中心となりますけれども、計画の項目といたしましては施設の名前、それと事業量、事業費、計画期間ということでございます。計画期間につきましては特に法律上の定めはございませんけれども、概ね5カ年程度を対象としているということでございます。本町におきましては、現在の特措法の動向からいきますと令和4年度中の計画の作成は想定され

ますけれども、具体的な事業内容につきましては先ほど答弁いたしました検討会の内容などを踏まえて適切に計画の作成を進めていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） ただいま津波避難対策緊急事業計画の内容について説明をいただきました。仮に5カ年計画を作っていくと4年度に策定をして具体的に検討会で話合われている内容を盛り込むと。この場合、私も資料として昨日送ってもらったのですよ。津波緊急計画に基づく対策だとか、フローの關係を送ってもらって今話をされたとおりでだなどと思っていました。具体的には津波からの避難の要に供する避難場所の整備、避難場所への避難の要に供する避難経路の整備、集団移転促進事業及び要配慮者施設の移転整備という内容が盛り込まれておりまして、事業のイメージとしては津波避難タワー、津波避難ビルの整備、それから積雪寒冷地を考慮した防寒機能付きの避難施設の整備などということで、現行法では2分の1だけれども、これを3分の2に国庫負担率を引き上げていくという内容でございます。南海トラフの部分については特措法が3分の2に引き上げられて、その残りを県がほとんど負担したという状況で市町村にとっては非常に作りやすかったということです。そんなことで、本町におきましてもこの特措法が成立した後の財源対策はやはり国や道に対して陳情しなければならないと思っているのですけれども、3分の2の補助をもらって、その3分の1をほとんど道に持ってくれというのは虫がいいと言えればそれまでなので少なくともその残った部分の2分の1を道で持ってもらいたいと。残りの2分の1については町で起債を使うとか一般財源は余裕があれば一般財源で対応となるのでしょうかけれども、計画でいくと新川西地区から琵琶瀬地区までの間については3基ぐらいという話ですから、1基あたりやはり2億円はかかると。そんなことからすればいい制度だけれども、最終的には交付税措置があるような起債を考えなければならないなと思っていますので、その辺の考え方について再度説明をいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。財源の關係でございますけれども、やはりこの緊急事業を進めるにあたって財源問題は非常に重要な問題であると。そしてまた、国や道の支援が必要であると考えてございます。それで先ほど来お話ありましたとおり特措法で、補助率が3分の2ということで、これでいくと3分の1は地元負担になり、現在、町の単独事業でございます。緊防債は100%充当の70%交付税バック

と、基本的には国のほうで負担してくれるというのはさほど変わらない状況に実はございます。この3分の2を適用しながら残りの3分の1をどうしていけばいいかということで、考え方としてはやはり議員おっしゃいますとおり道の支援、あるいは例えば国の起債がありますが、この補助事業に使える起債をもっと拡充していただきたか、普通であれば単独事業でしか使えないような起債を補助事業にも使えるようにしてもらいたいとか。そして交付税バックがある有利な起債を使えるようにするだとか、そういうことを私どもとしては求めていきたいと思っております。北海道につきましては現在のところ、財政的な支援はないということでございますけれども、実は北海道の方は年内を目処に、減災目標を策定するというお話をお聞きしております。その減災目標を達成するために北海道として何が必要か、それはやはり市町村に対する支援ということになります。そこら辺も北海道に対して訴えていきたいと、財政支援を求めていきたいということになります。この緊急事業でございますけれども、やはり町だけでは財源に限りがありますので、関係する市町村なり、関係者と連携をとりながら国、道に陳情あるいは要望含めて働きかけを行いたいと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 大変前向きな答弁でございました。3分の1の残る部分については本当に道の支援がだめであれば、全額、交付税措置がある起債を使わせてもらいたいという要望をやはりすべきだと私は思うのです。これは道を通じて道も一緒になって国に要望すると。そうしていかないと最終的には南海トラフの場合は、県が3分の1出したわけですから、それだけの財源はたぶん道にはないと思うのですよ。地域振興補助だけで町村がたくさんありますから、そういった意味ではせいぜい出しても昔でいくと私が覚えているのは5000万円ぐらいしか出せない。一つの事業に対して。だからそういうことではなくて、先ほど言ったようなことを緊急にスピード感を持って要望活動を続けていただきたいと思います。

3点目に入ります。高台や避難ビルなどが無い津波避難困難地域については、新川西地区、仲の浜、琵琶瀬親睦地域であります。暮帰別、それから新川東地区の特に新川東地区については霧多布大橋と潮路橋が落ちない限りは霧多布に避難したほうが早いということで、そっちの方に逃げられるのかもしれませんが。暮帰別については、霧多布高校を新年度予算で設計なりを考えると。それから総合体育館の屋上も使えるということからすれば、この3地域が取り残されるわけなのです。本当に高い建物がないこの沿岸

3地域には住民基本台帳の3月末で調べさせていただきましたけれども、約330人いるのですよ。そんなことで、そこに住んでいる人たちの命を救うには、この避難タワーの建設が有効とされています。現に南海トラフ地震の津波対策では数多くの避難タワーが設置されている。この前も言いましたけれども、高知県の黒潮町では地盤の高さから9mや国内最大の22mの高さまでのタワーがそれぞれあるのですけれども、6基がもう既に建設されて、いつ津波が来ても逃げられるような体制ができております。そんなことで、本当に近々に津波が来る可能性が非常に高まっているなかで、一昨日、3月8日のNHKの番組、6時20分頃からのホットニュース北海道で、東日本大震災から11年、北海道、次の大震災に備えるという番組で、なぜ進まない避難施設の整備ということで、厚岸町の現状について放映がされておりました。津波から命を守る避難ビルやタワーはこれの設置によって8割の命が救われるということでありますけれども、なかなか整備が進まない現状これは市町村の課題、厚岸町長も言っていましたけれども、やはりうちの町長の言っているとおり財政が一番問題なのです。ですから、単独での建設はほぼ無理だろうと。この庁舎については緊防債を活用して作りましたけれども、私はその制度でもいいのではないかと前回も町長とも話しましたがけれども、今、国の方で特措法が今国会中に成立しそうだという動きを得て有利な補助制度を使って、起債残高を増やさないことによって経常収支比率もおさまるのだろうということを考えれば、補助金をもらってやったほうがいいのかないかなという考え方に変わりました。そんなことで、厚岸町長は本当に単独では無理だから国の財政支援が必要だと、これは町民の命を守るのは行政の責任ですと言い切っていました。そんなことで津波避難困難地域住民の命を救う最後の砦である避難タワー建設計画について伺いますけれども、先ほど一部、室長からお答えがありましたけれども、建設規模、構造、設置基数、場所などの概要と予算措置、建設までのスケジュールなどについて町長から実効性のある答弁をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） お答えします。先日、NHKで報道された若狭町長のインタビューがありましたけれども、本当に私もそうだと思います。その通りだと思っております。厚岸町のことを言うわけではないですけれども、厚岸町の方がそういう意味では避難タワーはすごく必要なところがうちよりも多いのではないかという気はします。人口も多いですから。そんなことからすると、これから、この避難タワーの建設については

今まで答弁したとおり、専門家を交えた部分で議論させてもらっていますし、これからもしていきたいと思っています。その中で、町としても緊急事業計画を当然4年度、まとめていきたいと思っていますし、地域との協議、それから議会にもお諮りしながら、国や道の支援をしっかりと受けて、事業を実施したいと考えています。そういう意味では、厚岸町長含めて関係する町村含めて強く道の方に要求していきたいと思っています。本当に予算措置については、確かに特例措置として3分の2はありますけども、緊防債とそんなに変わらないような中身になっていますから、しっかりこの運動を続けて少しでも負担が少なくなる、そしてまた、これまで防災事業をやってきました。この庁舎建設もしっかりできましたし、それと、防潮堤の嵩上げもできてきました。次はそこの部分だと思っています。散布の道路も避難道路もまだ完成はしていませんけれども、段々特措法までたどり着きますから、これからできますから、その後しっかりやしていきたいと思っています。これからもしっかり地域と検討会も含めて、協議して進めていきたいと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 町長から今答弁いただきました。町長の執行方針の中で人を救う対策を重点にハード、ソフト面から取り組んでいくという力強い執行方針がありました。ただ、津波避難困難地域からの避難対策については専門家を交えた検討を進めてまいりますということだけなのですよね。やはり今度はもう明確に私はこの3地域については、避難艇はないと思っているのですよ。避難タワーしかないと思っているから、私10年来続けて何回も言っていますけれども、それしかないと思っていますので是非スピード感を持って、今、町長が言われたように要望活動も進めていただきたいなと思っています。そういうことを申し上げて次の質問に移りたいと思います。

2項目に移ります。防災意識の高揚を図るCGの作成についてであります。CGコンピューターグラフィックの動画は津波の脅威、早期避難の大切さを啓蒙するのに非常に効果があるので、12月定例会では次年度で積極的にCGの作成に取り組むとのことがありました。現実的には今回の新年度予算にCGの製作委託料ということで527万円が計上されていました。大変ありがたいと思っています。白糠町、厚岸町に次いで浜中町でも作られるということで期待をしております。これの納期について伺っておきたいのと、避難困難地域住民が被災する状況なども含めた動画となるのか、この辺も伺っておきたい。7日の6時20分からのNHKの番組ではシミュレーションの動画が出てい

ました。厚岸町なり白糠町が作っているようなものでなければ、やはり危機感は出てこないと思うのですよ。やはりそういうものを見せてそして、日常的に避難訓練にもきちんと参加してもらうという意識付けをしてもらう意味では、必要なものだと思いますので、その辺だけお聞かせいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。コンピューターグラフィックを用いた町並みシミュレーション動画でございます。防災啓発用といたしまして、近隣の自治体でも作成しているということでございまして、町といたしましても防災意識の向上、防災教育の教材として有効であると考えてございますので、新年度の作成に向けて予算措置をお願いしているところでございます。具体的な内容につきましては、昨年公表された最大クラスの津波を想定と。そして、市街地あるいは集落、これの映像と津波のCGを重ね合わせる形になりますけれども、今回もう少し進化した映像ということで、VRというコンテンツを考えていきたいと思っております。これは先ほど言いました映像とCGを重ね合わせるだけでなく疑似体験すると。その浸水域において津波の襲来を受けるという想定をいたしまして臨場感ある疑似体験をする映像を作成していきたいと考えてございます。この映像体験を通して防災意識を高めていく効果があると考えてございます。また、防災教育用の教材も考えておりますので、やはり津波に対する特徴なり、避難行動、大切なこと、こういった部分も学習要素に加えるということで考えてございまして、大人だけでなく児童生徒にも活用できるものと考えてございます。それで作成の期間でございますけれども、概ね発注から作成まで5カ月程度かかるということで考えてございます。早めに発注することにより今年中の学校等の授業に活用できるのかなと、防災教育に活用できると考えてございますので、できるだけ早く発注できるように検討を進めていきたいと思っております。

それと避難困難地域の部分でございますけれども、厚岸も作成してございますけれども、厚岸町においては市街の港北地区と港南地区と床潭という集落と三つを大まかに使って合わせると9カットくらい使って映像を作成したということでございまして、本町においては今のところ何カット使うかはまだはっきりしておりません。ただ、やはり先ほど議員おっしゃいましたとおり避難困難地域が実際あって、そこからの避難も重要でございますので、そういう地域も検討に入れながら作成を進めていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 新しい疑似体験もできるような動画ということで、心待ちにしております。それで発注してから5カ月程度で活用できるようになるということですから、早期発注をしていただきたいと思いますのと、避難困難地域の動画で私が言っているのは仲の浜地区にウニの加工場があるのですよ。そこに働く従業員の朝早い人は4時からそのくらいからもう加工場に来ていますから、車でどンドン。そんなことであの辺がどうなってくるのかというのも、結構あそこに働く人達は不安がっていますから、避難する動機付けというか、普段から避難を考える意味では必要だと思って質問していますから、その辺もう一度お答えください。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） 撮影する場所ですが、浜中町広いですから、いろいろ集落があって色々な場所がございます。その中で、全部の場所というわけにはいかないと思いますけれども、やはり何か所かに絞って疑似体験できるような形をしていきたいと思っておりますので、議員おっしゃったように不安な方が多く働いている場所、そういう部分も考慮に入れながら作成を進めていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 3項目目に移らせていただきます。ふるさと納税の寄附額の増嵩対策について伺います。ふるさと納税制度は本町は生産される物産の返礼品のPRなどにより、寄附を募っており、令和2年度は、寄附件数3万9829件で7億138万円、本年度は1月17日現在で4万1570件の7億1390万円の実績、今回の補正で6300万円を追加して本予算上は7億6400万円、7億7000万円を超えるのではないかという話もありますが、いずれにしてもこれは貴重な自主財源の確保に繋がっていると言えます。管内的には昨年12月末の速報値、釧路市が10億9000万円、白糠が117億5200万円、厚岸町が昨年の倍増ということで8億3670万円と聞いております。本町はふるさと納税返礼品の充実を図るために関係団体や企業、事業所に加工品の開発を要請、返礼品の新規事業者の拡充やインターネット通信販売サイトの拡充に努めてきましたが、寄附者の増嵩に至っていないようであります。私はこのふるさと納税制度が続く限り、寄附者の増嵩を図るべきと思っておりましたが、新年度の機構改革で、ふるさと納税推進係を配置するというので、本気で取り組むのだなという意気込みが感じられました。ただ、去年からして今年がコロナの影響もあるのかもわか

りません、水産物の水揚げが影響しているのかわかりませんが、増えない原因はどこにあるのかと。これを探り対策を講ずる必要があると思いますが、この辺についてどう思いますかという質問、それから、もう一つは今後の取り組みとして、事業者と寄附者及びシフトプラスとの委託業務関係についてそれぞれ個別にどのような関係を構築していくのか伺っておきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（赤石俊行君） お答えいたします。まず増えない原因がどこにあるかを探り、対策を講ずる必要があると思うがどうかというご質問についてお答えいたします。まず、原因の一つとして考えられるのは、人気商品の形態の違いと考えております。ご質問の趣旨でもありましたとおり、白糠町、厚岸町におかれましては独自のブランド例えば白糠町ではいくらやホタテ、厚岸町であれば牡蠣などの自主ブランドの人气が非常に高く、かつ高額な寄附に対応できる生産能力、そして、資本力の高い返礼品の事業者があることが大きな原因かと思っております。本町におきましてはタカナシ乳業さんのハーゲンダッツが7割を占めておりまして、1番の人气商品となっております。近隣の他町村との比較におきましては、返礼品の単価が少額でありますけれども、件数については昨年度対比今年度3月末の推計になりますけれども、令和2年度の3万9829件に対して、4万5100件と約5200件の増加の見込みとなります。寄附額につきましては前年度7億138万2000円に対しまして、今年度は7億7000万円の見込みでおります。約6800万円程度の増加に留まっているということになりますので、件数の増の割には寄附額の大幅な増加には至っておりません。その対策といたしまして、やはりハーゲンダッツのような人気商品を新たに発掘することが重要であると考えております。このことから、昨年度から町内の水産加工会社さん、また浜中漁協さんに返礼品の出品をお願いいたしまして、海産物での人気商品の開発を目指したところでございます。おかげさまでサイト上のレビューでは好評な意見も多く、今後に期待できるものと思っております。しかしながらこの海産物につきましては、漁の状況が各年によって変化するため急激な寄附の増加があると逆に今度は生産が間に合わなくなる、あるいはそれに係る設備投資が必要になってくることから、事業者にとってはこの売り上げの増加が見込まれることに並行しまして、設備投資、雇用の拡大による人件費の確保等のリスクを抱えることとなりますので、今後、寄附の増加を考えるとときには、事業者自身の経営方針についてもしっかりとした方向性を打ち出す協議が必要になってくる

のではないかと考えております。そういった意味では新たなふるさと納税の専門部署、ふるさと納税推進係を商工観光に置くということで、町内の商工業の振興、経営の健全化、特産品の開発、さらには販路の拡大等と一体的に効率よく進めることが見込めるのではないかと考えているところでございます。

それともう1点目、今後の取り組みとして事業者と寄附者、そしてシフトプラスの委託業務の関係性についてでございますけれども、今後の取り組みといたしましては、事業者との関係性につきましては先ほど申し上げたとおり、経営方針等の協議をしっかりとしながら事業者との繋がりを強化していくことが大事であると考えております。その繋がりの中から事業者のモチベーションの向上を図りつつ、人気商品へと繋がる新規商品の開発を目指し、そこから生まれる利益を設備投資や雇用の拡大に繋げるということを目指していければと考えております。

寄附者との関係につきましては、寄附をしてもらうまでの取り組みとしまして、今年度より実施しておりますインターネット上の広告、SNSなどの強化、納税サイトの拡充などを行いながら、新規寄附者の増大を図っていくことが必要であると考えております。さらには寄附をいただいた皆様に対して返礼品の発送時の独自な取り組みということで、今年度につきましては、ルパン三世を活用したはがきを作成して町長の直筆サインを明記したお礼状を寄附者に発送させていただきました。そのような取り組みを強化して、さらには寄附者への定期的な情報の発信を行いながら最終的には継続的な浜中ファンの創出に努めていきたいと考えております。

最後にシフトプラスとの関係性でございますけれども、シフトプラスについてはこれまで役場の事務の代行業務をお願いしております。主に寄附の受付、返礼品情報の登録、受領証明書の発行・発送業務、返礼品の出荷依頼、コールセンターやワンストップ特例などの業務などを委託しております。今後においても、これらの業務内容については、引き続きお願いをしたいと考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 新しい組織の中で担当係が設置されるということで、今の答弁のとおり是非執行していただきたいと思っています。本当に難しい事業だと思うのです。思うのですが、そういった中では事業者との繋がりで今回、町の補助金を出してウニの加工業者が出てきたという話もあります。そういうところとちゃんと連携をとって、ふるさと納税の返礼品として活用していくことが大事かなと思います。浜中町にハ

一ゲンダツツのようなものがないということもあるのでしょうけれども、ウニは養殖ですから定期的に生産されているので、できるのかなという期待を持っています。そんな部分を目玉商品にするだとか、海産物の部分でいくと。そんなことも考えていく必要があるなど、私の感想ですが、そんなことで是非今言われたようなことを取り組んでいただきたいと思います。

それと私ちょっと心配だったのがシフトプラスの関係です。引き続き、こういう事業を委託していくということで、シフトプラスとの委託業務の関係では本当に寄附の受け入れだとか返礼品の情報の登録だとか、入金手段の数字だとか領収証等の発行、発送業務だとかたくさんありますね。やっている業務が。こういう業務をやっていて、気になっているのはまちづくり株式会社を作ろうとする動きがあって、既に準備会を2回ほどやっていて3回目がまだされてないという情報を聞きました。その中でまちづくり会社が行う業務の中に、このふるさと納税の事務手数料を財源にしたいという話もありました。深く聞きませんので今どういう状況にあるのかだけ答えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（赤石俊行君） まちづくり会社との関わりについて、ご存じのとおり準備会3回目がまだ実施されていない中で行政としましては新年度から新たに専門部署で強化していくということで、シフトプラスの業務についても、これまでどおり同じような業務をお願いしていくということですので、その準備会を開催していない中で現時点でその関わりについて、詳しい内容は不透明でございますので、今ここで答えられることはございませんということでご理解いただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 私が聞いているのは、シフトプラスの関係は先ほど聞きました。これからも継続していきますよと。まちづくり会社の中で出てきたものについては、そういった例えばシフトプラスのやってきた委託業務の一部を受けて、会社の運営費に充てると、そういうお話を聞きましたので、今まで7億円という寄附金を処理してきたのがこのシフトプラスで事務関連全部やってきたと、もちろん町の職員も一生懸命やってきたからそうなったのだらうと思う。そういう関係もやはり崩されないのではないかなと私は思っているのので聞いているのです。鶴居村が村づくり株式会社を作るという話もありました。向こうの話は鶴居村の副議長から聞いたのですが、これは企業なり、地域

の元気のある人達が村長のところに行ってこんなの作りませんかという呼びかけをして、そして、村長も一生懸命根回しして説得に歩いたということで村が200万円の出資金を出すと。それから企業とか団体が150万円出すと。一般の人からは1人1万円ずつで150万円を集めて合計で500万円で総合体育館が新しくできたからその委託指定管理を受けて、運営をしていくとか、ふるさと納税の事務手数料で委託料の一部で出来る部分だけとってやりたいと、あとイベントを随時やってくということで運用していくということなのでそれはそれでいいんじゃないのという話をしておきました。浜中町のこの部分はどういう動きになっているのかそれが不透明ですから、町が株式会社に出資するわけにもいかないだろうし、社団法人などであれば別かもしれませんが。その辺の動きがどうなっているのかだけ副町長からでもお聞かせいただきたい。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（齊藤清隆君） ご質問にお答えをいたします。町づくり会社の件でございます。第2回目の準備会が11月25日に終えております。中身は、当初、株式でということですから、町からの出資金もということで、割合は別として町内の産業団体、経済団体の連名で要望いただいている中で2回目を行ったと。ただ運営方法の食い違いというか、町としてはあくまでも第三セクターということでは行きたくないということなのですが、ただ、他の団体にしてみれば今人手もない中でそういったまちづくり会社的なものが欲しいということで、数カ月たって第3回目開かれておりませんので、まだ準備会での方向性は見えていないので何とも言いがたいのですが、ただ役場の担当課、返礼品の事務代行の一部を譲っていただけないかといった話もありますので、そういった部分含めて、今の段階で不透明ですが、3回目が今月中に行われるかと思っておりますので、いましばらく動向をお待ちいただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 2番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 通告に従いまして2点について質問させていただきます。まず、エゾシカ管理計画はということで伺いたいと思います。北海道は昨年11月、環境審議会自然環境部会からの第6期北海道エゾシカ管理計画の素案に対する答申をもらい、それに従って本年令和4年2月に成案を作成し、3月に公表する運びであるという報道がございました。今現在、新聞報道でも見ておりませんが、今現在把握しているこの第6期北海道エゾシカ管理計画の情報をわかる範囲で結構ですのでその計画についての内容と、それに付随する浜中町のエゾシカ管理計画有害駆除対策について伺ってい

きたいと思います。1点目は現状を把握したいということで、町では毎年約1000万円の予算を投じてエゾシカ2000頭を目標に有害駆除を猟友会に委託している状況であります。それで本年はまだ終わっていませんけれども、本年も含めまして現在までを含めて過去5年間ぐらいの毎年の駆除頭数、それと有害駆除とは別に一般狩猟もございいます。これについてはなかなか頭数の把握は難しいのかなと思いますけれども、概算でも結構ですので、これによってどれぐらいの頭数が減っているのか、あるいは罠というものもございいますけれども、それについても過去5年間ぐらいの統計がわかるのであれば、示していただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） それではエゾシカ管理計画に基づいて町で行っているエゾシカの有害駆除委託事業の過去5年間の実績に基づいてご報告申し上げます。まず有害駆除からですが、平成28年度から令和2年度までの5カ年の実績が出ておりますので、まず各年ごとに数字をご紹介申し上げます。まず平成28年度が2589頭、平成29年度が3026頭、平成30年度が2606頭、令和元年度が1946頭、最後に令和2年度が2148頭で5年間の合計で1万2315頭でございます。次に一般狩猟ですが、こちらにつきましては町で一般狩猟の実績値は把握しておりません。この一般狩猟の一般的に公表されている数字は北海道が委託してこの数字をまとめて道に報告するという事業を行っておりまして、信憑性の高さはわかりませんが、報道発表している数字を申し上げたいと思います。まず、平成28年度が462頭、平成29年度が539頭、平成30年度が392頭、令和元年度が397頭、最後に令和2年度が360頭の5年間の合計で2150頭が5年間の一般狩猟における実績値となります。最後に罠の捕獲になります。罠の捕獲については過去5年間のうち、平成28年度のみ捕獲実績がないため、平成29年度からの4年間の数字をご報告申し上げます。平成29年度が8頭、平成30年度が27頭、令和元年度が38頭、最後に令和2年度が77頭の5年間の合計で150頭となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 一般狩猟については、この程度なのかなというのが、多分これ以上は伸びてこないのかなという気もしております。やはりこの効果的なのが有害駆除になるのかなと思います。今の本町の捕獲頭数を見ますとほぼと言いますか予定以上に達成されていると。昨日の補正でもありました2000頭を超えた場合には猟友会のボ

ランティア的なところもあって、できるだけこの補正で後押ししていきたいというのはそれらも含めまして、現状の計画はほぼ達成されていると思います。ただ、この2000頭というものの基準が、多分今期6期を道で作る前の前期の計画の中である程度の頭数管理と言いますか、適正管理の中で出てきた数字なのかなと思っております。それを達成しているにもかかわらず、私、今朝もMGロードで道路の真ん中でかわいいシカと顔を合わせてきました。目と目が合って顔を見てお尻を見ている分にはかわいいものです。ただ、駆除対策をしているにも関わらず減っているという実感がないどころか、むしろ増えているのではないかという気がするのです。それで、そこら辺の数字的なものが北海道でどの程度押さえられているのかわかりませんが、担当課の感じ方では減っていると思いますか。増えていると思いますか。それによって取組み方も変わってくると思うので、道の見解等もし出ているのであれば、思いでも感じ方でも構いませんので、減っているのか増えているのかお答えいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） まず本町のエゾシカの有害駆除対策、これまで議員からあったとおり約2000頭前後、毎年猟友会の本当に熱心な協力のもと、達成はある程度しているという自負はあります。ただ、やはり議員初め多くの町民の方から、交通事故が減らないとか、庭に10頭、20頭の集団が毎日来て何も減っていないじゃないかという声も、さまざま厳しい声は私のところには届いております。何とか全てエゾシカを駆除できれば、当然、解決策として一番早いですけれども、やはり近年エゾシカの個体数が増えるスピードが調査の中で大分わかってきておりまして、生態的な話を申し上げますと、エゾシカは9月から10月に発情期を迎えます。この間にほとんどのエゾシカが妊娠をして翌年の6月から7月に一斉に出産します。その受胎率も非常に高いと。それと1頭だけではなく双子の受胎も非常に高いということで、やはり種を守っていく本能が高いということもわかっておりまして、私たちが想像するよりはるかなスピードで増えていることもわかっております。北海道が平成23年度にこのエゾシカの急速な増加に伴って、緊急対策を講じてから約10年経ちました。その当時北海道全体で推定生息数が77万頭、北海道東部地域でも39万頭生息しているという報道もあります。この10年間さまざまな対策を講じてくる中で、その全道の生息頭数は生息数を把握する制度が上がったこともあるのですが、約67万頭の削減となっております。また、東部地域においては31万頭ということで8万頭がこの10年間で減ったという値もあり

ます。ただ、今、議員おっしゃるとおり本当に減ったのかどうかという実態は、本町だけで申し上げますと、私も走っている限り、毎日毎日見る風景はそんなに変わらないのではないのかなど。その一方で猟友会の方からお話を聞くと、今まで草地で捕獲できたのが全く今は草地で捕獲できません。というのは、エゾシカがやはりそこで捕獲されるということを学習して、それが結果として草地には出てこない。じゃあどこいるかいというと、今度は道有林や国有林に逃げ込むと。はたまた国林道、道有林は造林事業とかを活発にやっていますので、なかなかそこで捕獲ができないということで個体数が増え続けるという非常に悪循環な状況になっているということで、なかなか解決策がない状況の中で、何とかこの有害駆除でぎりぎりの線で押さえているというのが実態であります。今後、対策はやはり今までの対策では減らすことができないということでもありますので、なお一層の対策を講ずるべきだという思いは原課として考えているところで

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 全くそのとおりでありまして、本当に身の危険を感じると、当然、安全なところに逃げていくと。ここでは撃たれないし安全だというところを本能的に押さえているんだろうと思います。知恵比べではありませんけれども、要は道としても、そういう状況を鑑みて多分、今期のこの6期の改正にあたって、より踏み込んだ実効性のある計画にするというようであります。通告してありましたように何点か特徴的な計画も出されております。それで、前段申したように現在で成案ができているのかどうかも含めまして、この道の今回作っている第6期エゾシカ管理計画の主な特徴的な改正点も含めまして現在押さえている内容を説明いただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） お答えいたします。まずこの第6期北海道エゾシカ管理計画につきましては現在の素案がまとまっておりまして、3月下旬あたりには正式に公表だという運びだと伺っております。それでこの第6期管理計画ですが、1期を5年間とする計画でありまして、前回の第5期北海道エゾシカ管理計画はさらに前の第4期管理計画に引き続き、資源管理の考え方を取り入れながら最大限の捕獲数の確保に努め、平成24年度以降減少傾向にあった捕獲数を年間12万8000頭まで回復させるなど、捕獲対策の推進が着実に図られてきたところであります。しかし、平成30年11月に発生しました狩猟者の誤射による北海道森林管理局職員の死亡事故により、国有林、道

有林の入林規制が厳しくとられ、大幅な捕獲数の減少となったところであります。さらに、エゾシカによる農業被害額も北海道全体で約40億2000万円、東部地区においても約24億8000万円と年々高い水準で推移しているところであります。これらを踏まえ第6期管理計画案では、道内の地域区分をこれまでの3地域から4地域に変更し、きめ細やかな対策を講ずるよう措置したところであります。さらに、これまで振興局単位で定めておりました捕獲推進プランを市町村単位で定める市町村捕獲プラン目標数に変更し、市町村で定める鳥獣被害防止計画とも整合性を図ることとしております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） もう1点、報道では先ほど東部地区で39万頭が生息していた2011年を新たに基準年と定めてこの5年間で極力生息数をピーク時から最大約半分くらいにしたいという報道もございました。推進するに当たって今おっしゃられたこれまで振興局単位であったこの捕獲プランを市町村単位に落とし込んで市町村が定める被害対策を十分加味しながら実効性のあるものにしていくということでありました。現在、町で年間2000頭という枠を設けて、駆除委託をしているこの2000頭という数字がどうなのかなど、この目標を達成する上で2000頭を達成できるのかなという思いもあるのです。それについて、猟友会の方たちの負担が大きくなるということもあります。あるいは、猟友会の高齢化もあります。それらも含めまして浜中町では今後どれくらいの頭数を対策として、有害駆除として目指していきたいのかということも聞いておきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） お答えいたします。現在、浜中町で定める浜中町鳥獣被害防止計画、こちらのエゾシカの有害駆除計画目標数は3000頭として5年間定めております。この3000頭の中には、町の有害委託駆除の他、先ほど実績値を申し上げましたが、一般狩猟それから罾猟、あと学術研究などでも個人で捕獲しているエゾシカもおります。そういったもの含めて、概ね3000頭の計画頭数が適正ではないかということで5年間実施してまいりました。一般狩猟も有害駆除も全て合計すると約5年間でこの3000頭近くほぼ達成はしている状況であります。ただ、この3000頭、今後の町の被害防止計画上3000頭のままでいいのかとなると、先ほど来議員からあったとおり、全く減っていないのではないかとといった町民の意見も踏まえると、やはりこの

数字はある程度引き上げた中で対策をしていかないと年々同じ数だけ獲れて同じ数が生息する状況は変わらないと思いますので、次期鳥獣被害防止計画はこの第6期北海道ヒグマ管理計画と連動していますので、令和4年4月1日から新たな計画目標として定める数字はこれより上げる予定でいます。当然、上げるには、その被害防止計画上、上げる根拠も示さなければなりませんので、新たな対策も含めながらこの目標計画数の引き上げ、それから対策をしてまいりたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 頭数を増やすといった場合には当然猟友会にお願いするという部分もありますし、あるいは罾というものもございます。いずれにしましても、頭数を3000頭から仮に1000頭増やして4000頭を目標にしたいということになったとしても、これに要する経費、財源、現在、町で定めている2000頭の目標に対して、北海道からの補助はわずか1割かその程度であります。こういう財源への対策もこの町村でやってくださいよというからには、そこもやはり手当てしていただかないと例えば罾を仕掛けるにしても経費がかかるわけですよ。1週間くらいの前の新聞では釧路湿原でかなり大がかりな囲い罾を設置しているという中で釧路湿原の中での生息数は、ほぼ倍になっているというデータも示されておりました。例えば、1頭1頭を捕獲するのではなく、罾によって一気に10頭、20頭ぐらいの単位で捕獲できるような囲い罾の設置を1カ所やるにあたって、およそどれぐらいの金額が掛かるのかがわかれば教えてください。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） お答えいたします。囲い罾に関するご質問だと思いますが、本町でも過去2回ほど平成27年度と平成29年度この2年間、霧多布湿原やその周辺で発砲ができないような規制の厳しい場所で何とか囲い罾による捕獲ができないかということで北海道に要望いたしまして、平成27年度と29年度の2カ年で65頭を捕獲しております。議員おっしゃいましたとおり、多頭数を一気に捕獲できるというメリットもありますが、非常に経費がかかるということで大体1基設置するのに300万円から400万円ぐらいの設置費がかかりますので、なかなか町村単位でやるのが厳しいような事業であります。そういった中で、今後、新たに北海道で継続してこの事業をやるということでありますので、令和4年度に既に要望は上げております。是非、国定公園化にもなりましたので、猟銃による発砲が危険な場所はなるべくそういった囲い罾で

効率よく捕獲したいということの要望も北海道に現在上げております。内容的には北海道として、是非、浜中町でという思いが結構強いので、しっかりその事業の確保できるように今後も働きかけていきたいですし、できれば町内1カ所だけではなくて2カ所3カ所、何とかできるように、そういったことも要望してまいりたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） ぜひ、北海道としてそういう方向で進んでいただきたいと思っております。それで、この囲い罾に関して、株式会社天鹿というエゾシカの有効活用を目指す事業者が町内に来るということで昨年、契約をされております。それで天鹿は狩猟もあるのかどうかわかりませんが、基本的には多分、こういう罾での捕獲を考えているのかなと思うのですけれども、天鹿という事業者が例えば、どこどこに罾を設置したいという申請が来た場合に町としてそれに対して許可を出す上で、何か規則的なものが必要になってくるのかどうか、まずそこら辺を伺いたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） まず鳥獣の捕獲に関しましては、鳥獣の狩猟並びに捕獲に関する法律がございまして、その中で捕獲許可しているところであります。現在の浜中町は北海道から権限移譲を受けておりまして、エゾシカの捕獲のみ市町村長の許可によるものとして許可を出しているという流れになっておりますが、罾罾に関しましては北海道に許可を求めなければなりません。ただ、現在、くくり罾と個別の箱罾の設置もしております。そういった意味では囲い罾の捕獲に関しましてはそれほど許可のハードルは高いものではないと思っております。ただ、やはり設置箇所が大規模になりますので、その設置箇所につきましては慎重に、町有地であれば一番いいのですけれども、一般の民有地であればさまざまな規制がありますので、そういった適正な箇所をこちらで選定した中で設置したいと思っております。天鹿の事業といたしましても、町内やはり数カ所でこの囲い罾を設置したいという要望もありまして、天鹿自身が完全に養鹿事業、要するに生きたまま捕獲したいという思いがありますので、なるべく生体にダメージを与えないような捕獲、さらには効率よく多頭数を捕獲できることを目的としていますので、やはり候補地の選定はしっかり協議した上で決めていきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 町内におけるエゾシカを目に見える形まではいけるかどうか、

少なくとも実感として少し減ったなという方向に行ければなと思います。その上でやはり有効な手段である囲い罝を手掛ける。株式会社ですから、財政的な支援は当然できませんけれども、設置に当たって極力バックアップをしていただいて、より有効性のあるものにしていただきたいと。

それで通告しておりました今回の北海道の新年度予算の中で市町村によるエゾシカ捕獲が困難な地域で、道による捕獲を強化する予算として10億8000万円が計上されました。この内容はということで通告しておりました。ところが、4、5日前の新聞でしたか、先ほど、課長おっしゃったとおり発砲が禁止されている道有林あるいは国有林の中での捕獲を道が強化していくという、それに対する予算かなと思っております。まずその説明と国有林、道有林、本町にもございますので1億円という金額で果たして全道どれくらいの事業展開になるのか想像が付きませんが、是非、これについては浜中町の現状を知っていただいて浜中町でも実施してもらえよう、働きかけをしていただきたいと思うのですけれども、最初に言った1億円が今言った内容でいいのかどうかも含めまして答弁いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） お答えいたします。北海道新聞の3月2日に北海道がシカの捕獲に対して罝猟を導入いたしますよということで報道されたのは記憶に新しいところだと思います。まず、この事業の内容につきまして簡単にご説明申し上げます。北海道は、全道的なエゾシカの増加傾向を受け令和4年度予算にエゾシカ指定管理鳥獣捕獲事業として11億812万2000円を新たに予算計上したところでございます。背景といたしましては、全道の国有林、道有林における猟銃の狩猟禁止区域は3月1日時点で130万haと全体の36%を占めております。その中には複数市町村をまたいでいる区域も点在しております。北海道では禁止区域内でのエゾシカが近年増加傾向にあることから、安全性を考慮し猟銃によらない罝猟に着目し、罝を仕掛ける区域や時期、くくり罝や箱罝など捕獲手法を検討した上で、北海道認定鳥獣捕獲等事業者へ委託し、広域的な取組みとして実施することとしております。こういった内容でございますが、全道的な予算として1億800万円なので、浜中でどのぐらいやってもらえるのかはこれから予算の配分等決まるとは思いますが、実はこの報道があつてから私も道庁の担当者に直接電話をしてその内容の確認と、それから今後、北海道として特に生息数の多い東部地域においてどのぐらいの事業ができるのかを問い合わせしました。ただ、予算の配

分についてはまだ決定しないということなのですが、電話もいただいたのもありますが、しっかりこの東部地域における国有林、道有林の罾猟は本腰入れてやりたいという力強いお答えも道の担当者からいただきましたので、しっかり熱意を切らすことなくこちらでも働きかけていきたいと思いますが、先ほど申し上げました北海道認定鳥獣事業者さんが実は本町に1名いらっしゃるのですよ。釧路管内は3事業所しかない中の1事業者が浜中ということで、この会社は大変優位性があると思っていますので、是非この事業者が浜中町の国有林、道有林で従事できるような体制を北海道にしっかりバックアップしていただいて、町としても安全に猟をしていただくということでは、浜中町も無視できることではないのでしっかり北海道と手を合わせながら、この事業者さんに協力してまいりたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 銃による捕獲というのが現状は多分ピークではないのかな。猟友会に資格を取ってもらうような補助を創設して取組んでおりますけれども、最大限頑張っても、これが1年間の現状であろうと、その意味でやはり有効性の高い罾、これを今後どうやって駆使して適正管理に努めていくかが、北海道としても多分同じような思いであると思っておりますので、是非本町で実施できるように働きかけていただきたいと思っております。

それで、道の今回の6期の計画の中には同時に今後5年間のヒグマ管理計画もあるようでございます。これについては幸いにも昨年、本町での家畜等への被害はございませんでしたけれども、近隣の町では大きな被害もあって、厚岸町では今年町営牧場の周りに防護柵を設置する予算も町でつけているようでございます。被害はないに越したことはありませんけれども、うちの場合は、当然そういう状況にあれば農協が多分直ちに動くことになるかと思うのですけれども、ヒグマの管理もいつの数字か、東部の雌クマが1650頭というのが近年示されて上限捕獲数を275頭程度と北海道では押さえているようでありまして、クマですのでこれはハンターも大変危険が生じる狩猟でありますけれども、浜中町としてこの鳥獣被害防止計画の中でヒグマに対する対策計画の内容を概要で構いませんので説明いただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） お答えいたします。この度、第2期北海道ヒグマ管理計画が発表されまして、こちらにつきましても先ほど申し上げました北海道エゾシカ管理計

画と同時期であります令和4年4月1日から5年間の計画としてスタートいたします。本町含む、東部地域における雌クマの捕獲上限数は第2期管理計画で先ほど議員からありましたとおり275頭とされたところであります。この捕獲上限数の設定につきましては、雌クマの捕獲が個体群の動向に顕著な影響を与えるということで、さまざまな雌クマの捕獲数ごとに予測を行った結果、現時点から10年後の令和12年度時点におけるヒグマの絶滅確率を5%以内に抑えるという理由から捕獲上限数を定めたものであります。本町の鳥獣被害防止計画におけるヒグマ対策は、この地域個体群の存続の観点から基本的には個体数の検証を目的としておりません。あくまで人命、さらには農業被害などを未然に防止することを目的として実施してまいりました。これまで市街地の周辺やそれから家畜、農畜産物の被害防止のため、箱罠など、捕獲を行って対策してきたところであります。この町の鳥獣被害防止計画におけるヒグマ対策は引き続き、やはりまずは人命を守る、そして、産業者を守るということを念頭に、決していたずらに個体数を減らすということは本町としては考えておりません。あくまで被害防止、未然に防ぐという水際対策として行っておりますので、ただ、近年やはり浜中町の捕獲数は管内でも非常に高いということは、やはり浜中町における生息数がそれだけ増えてきているということも言えます。ある研究機関の話ですと、やはり数百頭単位のクマが本町に生息しているのではないかという予測もありますので、しっかり人とクマの軋轢をなくすことがまず大前提であります。そこはやはり鳥獣保護という観点もありますので、なるべく市街地周辺に出てこないような対策も当然必要になっておりますので、引き続き鳥獣被害防止計画ではその辺を念頭に置いて猟友会と協力しながら対策してまいりたいと感じております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） それでは2点目の質問に移らせていただきます。光回線整備の進捗状況ということで通告書を出しております。光回線整備、霧多布地区は相当前から整備されていて、残る地区から整備の必要性は各町内会等から上がってきているものと思います。その中でコロナの影響といいますか、コロナによる学校でのリモート授業等が必要になる状況の中で国がこの事業費を後押しするという臨時交付金制度ができました。それで令和2年のときにNTTとの協議で民設民営で整備事業を始めるということでありました。そのときの話では事業費総額が10億5000万円ぐらいでしたか。それで10億円のうちの約半分に当たる5億円は一部国からNTTに対する事業補助

と、それと回線整備後に発生するであろうこの使用料収入等を勘案して、浜中町が負担する額が約5億円という取決めでこの事業がスタートしております。それで町としても大変多額の負担金を出して、全町に整備する事業でありますので、当初では令和2年、3年で整備を完了し、令和4年度の供給開始になるということでありましたので、私自身の勝手な考えは、これは令和4年の4月1日から光回線が利用できると思っておりましたけれども、いまだかつてどこの業者からも回線への接続なり、契約の案内すらないような状況の中で、いつから光を使えるのだという声が周りの方からも寄せられるようになっております。それで、前段申しましたように応分の負担を出す以上、NTTのほうから詳細な進捗状況等は町に寄せられていると思いますので、それについて説明いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） ご質問にお答えをいたします。このたびの本町における光ファイバー網の整備に関しましては、今現在、NTT東日本により工事が進められているところでございます。現時点でのNTTからの情報といたしましては、コロナウイルスの影響などもございましたけれども、本町における工事は概ね予定通り進捗して、間もなく今月中に整備工事完了の連絡を受ける予定となっております。これは確かな情報として受けとめていただきたいと考えております。一方で、町民の皆様へのサービスの提供時期に関しましては当初から令和3年度中に整備の工事が完了して令和4年度の早い時期に申し込みやサービス提供開始の見込みとお知らせしておりました。具体的な日程につきましては、光回線の工事はNTTが行っておりますけれども、サービスの関係につきましては、NTT以外の連携事業者なども行うことができることからNTTからの正式発表、浜中町が光ファイバー網を整備されましたという公式発表後でなければ詳しい日程はお知らせできないルールということでお聞きしておりますので、この点についてはご理解いただけたらなと思います。現状としましては4月上旬に公式発表が行われまして、その後、申し込みの受け付けが開始され、4月中旬から下旬以降に順次、申し込み世帯の接続工事、あるいはサービスの提供が行われる予定と聞いております。申し込みの件数とその工事の内容によっては希望者すべてにサービスが提供されるには、少し時間がかかるということもございますけれども、いずれにしてもそういう流れになっていくということもございます。今回、光ファイバー網の整備につきましては、町も負担金を支出して実施する事業でございます。是非とも町民の皆さん、多くの方に

加入していただきたいと思っております。今後ともN T Tと連絡調整を図りながら詳しい日程等がわかりましたら、町広報紙、ホームページを使いながらタイムリーに情報提供に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 最後に情報の提供ということで聞こうと思ったのですが、お答えいただきましてありがとうございます。一般質問の中で、実は私の一般質問の内容が町民に伝わるのは、4月の中過ぎないと議会だよりが発行できませんので、それまでは傍聴に来ていただければわかるのですけれども、今現在、ほぼ確定だということなので、是非、4月1日の広報はまなかの中で確定できないと乗せられないのかどうかわかりませんが、現状ということで、やはり情報提供は必要じゃないのかなと思うのですよ。それこそ聞かれても答えられない状況なので、そういう情報発信は今言ったようにタイムリーな状況で進めていただきたいと思いますので再度、4月1日の広報に載せられる状況にあるのかどうか、答弁いただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） ご質問にお答えをいたします。情報を伝達する手段として広報紙が非常に大きな役目を果たしますのでN T Tとも実は広報紙に載せられる情報については載せたいということは町の方からもお伝えをしております。公式発表ということはありませんけれども、やはりこれまで町の方にもいつ光が繋がるのだという問い合わせも多く受けているところでございますので、私達といたしましてもその点につきましては前向きに取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 通告に従い、防災に関して3点質問をいたします。よろしくお願いいたします。

初めに丸山散布避難道路について伺います。東日本大震災のあと、平成24年6月、北海道は釧根沖、十勝沖、三陸沖北部を震源とする三連動地震によりマグニチュード9.1、最大津波高は琵琶瀬地区で34.6m、火散布で27mに達すると発表をしております。令和2年4月、国は千島海溝沿いを震源とするマグニチュード9.3、最大津波高は恵茶人地区で22.1m、火散布で17.4mの津波が発生すると公表しました。丸山散布避難道路は平成23年4月に避難道路の整備を町に陳情したところからスタートしましたが、当時、松本町長は副町長で職務代理でしたが、私たちに真剣に向き合

ってくれたことを覚えております。平成25年に示された湖沼公園から糸井沢林道までのルートに関する調査結果では、事業費が高額になることから着手を見合わせた。平成27年のトンネル頂上部までの旧道利用は急勾配のため、平成29年の公営住宅横の区から糸井沢林道までの湿地帯ルートは高額であることと、盛り土の安全性からいずれも見送りとなった。令和元年、新たに示された湖沼公園から隣接の高台、高さ30mまでのルートは令和4年の完成が期待されたが、さらにルート変更となった。変更に至る経緯と新たなルートの概要、完成時期など今後のスケジュールについて伺いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。丸山散布の避難道路につきましては、平成25年から3度のルート変更を経まして、令和元年6月に丸山散布湖沼公園から湖沼公園に隣接する高台に車両約140台が避難するルートを選定してございます。このルート案について、その後、地元自治会、散布漁協、北海道など、関係機関との協議を進めてまいりましたが、この協議の中で整備に関する課題が大きく明らかになったところでございます。課題の一つ目といたしましては、保安林解除と治山事業構築物の課題でございまして、予定ルート以外の選択肢がないのかということ、それと公園入り口付近の土留め工、これと沢地の谷止工に影響を及ぼさないこと、また、盛り土による治水への影響などの問題が指摘されてございました。二つ目といたしましては、土砂災害警戒区域の課題でございます。これにつきましては、予定区域においては北海道が令和2年1月に土砂災害警戒区域を指定されたということで、沢地については土石流警戒区域、崖地については急傾斜地崩壊警戒区域ということで指定されております。近年、この盛り土の土石流災害を踏まえまして、場合によっては必要な措置があるというお話でございました。三つ目といたしましては、昨年7月に公表された新しい津波浸水想定でございます。これまで丸山散布地区の津波浸水想定水位が10mから15m程度を想定されておまして、丸山散布の沿岸が27mでしたので、それを参考に避難場所の高さは約30mで設定してございました。しかし、今回の新しい津波浸水想定では、避難場所の高さを明確化するため、津波による浸水のせり上がりを含めた基準水位が設けられておまして、丸山散布市街におきましては、水位3.1mから5.7m、手前でございます公営住宅の奥地の道有林隣接地では水位が2mから3.8m程度となり、水位が大幅に低下したというところでございます。このような経過がございましたので、当初予定し

ていたルート、非常に建設に向けたハードルが高い状況でございましたので、それらの課題を極力解決する方法として新規に三つほどルート案を作成して令和3年度でありますけれども、今年度基本設計を行ったところでございます。三つのルート案でございますけれども、第1案についてはこれまでの予定ルートを変更して盛り土をなくして切土のみにし、湖沼公園高台に避難するルート。第2案といたしましては、基準水位の高さをクリアするとして、丸山散布の公営住宅奥の建設資材置き場を盛り土にするルート。第3案といたしましては、同じく基準水位をクリアするとして第2案の手前でございます丸山散布公営住宅裏に盛り土をするルートということで三つのルート案を考えてございます。そのうち、第1案につきましては切土だけでございますので、切土が約16万3000m³、大量の残土が発生するというので、その処理に苦慮ということが想定される他、すり鉢状となりますので避難場所の維持管理の負担や保安林解除も必要だと。また立木も発生すると。また事業費も相当高額になるので課題の多い案となったというところでございます。第2案につきましては丸山公営住宅の奥の建設資材置き場に盛り土をするルートでございます。こちらについては約4mの盛り土をすることにより、海抜的には7mくらいの高さを確保すると。そこに避難所を設けるというもので、これについては土地が民有地でありますので、当然その取得が必要となりますし、また盛り土ですので約3万3000m³の土が必要になります。事業費については盛り土だけです。相当抑えられる案になってございます。また第3案につきましても、第2案と同様で約4mの盛り土をすることによって海抜7mの高さを確保しそこに避難所を設けるということで、これについても民有地の取得が必要となってくること、また盛り土につきましては2万7000m³の手配が必要となり、事業費についてはこの3案の中で一番安い案になってございます。この三つの案について基本設計をした中での総合評価では第3案が一番評価が高く、次が第2案、その次が第1案となっております。

次に完成時期、あるいは今後のスケジュールでございまして、現在、地元の自治会あるいは北海道、散布漁協、それと土地の所有者への説明を行い協議に入っているところでございまして、丸山散布の役員会の中では、先ほどの総合評価のとおり、第3案を有力としたいということでございます。また、現在コロナ禍で延期となっておりますけれども、状況が許せば丸山散布地区の全体の地域説明会を開催してこの3案のうち、早急にルートを決定していきたいと考えてございまして、現在のところは、令和4年度中に実施設計をお願いして進めていきたいと考えております。このようなこ

とから、工事着手については令和5年度にずれ込むようなスケジュールの予定となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） ありがとうございます。確認の意味を込めてですが、新しくできるこの避難場所、海拔7mで盛り土が4mとなっておりますが、この盛り土ですがすぐそばに行き場のない砂が堆積しているのでそれを混ぜ合わせて使っていただくと多少事業費も安く収まるのかなと思っておりますので、その辺の考え方と今の室長からのルート変更について地域住民がまだ知らない人も多いので、コロナ感染状況を見ながら、できるだけ早く説明をし、安心させていただきたいと思っておりますので、その辺よろしく願いいたします。

それから避難場所に入る手前に廃屋に近い教員住宅が1戸ありますが、できればそれを解体していただくと入り口が広くなって大変スムーズな避難ができるのかなと思っておりますのでその辺の確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。まず、盛り土の関係でございますけれども、3案のうち第2案、第3案で実施する形になれば盛り土になるということでもあります。この盛り土の土でございますけれども、本来であれば山の土砂を利用する形にはなると思いますが、議員おっしゃいますとおり今、散布の方で漁港の浚渫の土砂というか砂が大量に発生していて、その処理も苦慮しているというお話でお聞きしてございます。それで砂を使えないかということでございますけれども、実施設計の中で土質調査を実施しますので、その中で使えるかどうかを、判断していきたいと考えてございます。実はこの近くではないのですけれども、和歌山県に美浜町という町がございまして、ここも避難高台を造成した町でございます。私も実際見に行きました。この高台は盛り土をして高台を造ったわけですが、その土はどうしたのか聞いたところ、県道の道路工事の土と漁港の浚渫土を混ぜ合わせて使ったという話を聞いて、その土、土砂、砂についても購入する経費はかからなかったという事でございますので、そういう事例もあるということでもあります。その砂の状況を見てみなければわかりませんが、積極的に使えるのであれば使う方向で考えたいと思ってございます。

次に地域の説明会の関係でございますけれども、昨年、12月に丸山散布の自治会の役員会の中でこの案についてはご説明をいたしました。その中で地域の方にも説明が必

要だということで、1月に地域の新年会が行われますのでそのときに説明したいというお話でございました。ただコロナの関係もございまして新年会は開催できなかったとお聞きしましたので、コロナの状況によってまん延防止が解除された以降に地域の方を対象にして地域説明会を開催していきたいと考えてございます。

あと、入口の教員住宅の関係でございすけれども、現状の丸山散布のずっと奥まで走る道路、それから取付けを付けていく形になりますけれども、この教員住宅の部分を撤去してそちらの空いたところに道路をつけるとなれば、今予定している避難場所に直線的に真っすぐ上がっていけるような形状になりますので、その辺についてはこの実施設計の中で、十分、検討していきたいと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） ありがとうございます。丸山自治会の役員の方々も、地域もそうだと思いますが、早期の完成を待ちわびていますので、ぜひともよろしく願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 一般質問中ですけれども、この際暫時休憩します。

(休憩 午後 0時01分)

(再開 午後 0時59分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番加藤議員は体調不良のため午後から欠席いたします。

一般質問を続けます。

3番秋森議員。

○3番（秋森新二君） ハザードマップの見直しはということで質問したいと思います。昨年12月、内閣府の中央防災会議が千島海溝沿いでマグニチュード9級の巨大地震が発生した場合の被害想定を発表しております。冬の深夜で早期避難率20%の場合、津波による死者10万人、津波を逃れたとしても屋外で長時間寒冷環境にさらされることによる低体温症の要対処者が2万2000人、地震に伴う液状化による家屋全壊が1600棟と報告されております。しかし、避難所への二次避難路の整備や防寒備品の確保など、事前防災の徹底により犠牲者の数や被害を大幅に減らせることも明記されております。浜中町においては避難困難な冬季、しかも沖積層の軟弱地盤であることを考えると、地域によっては徒歩で駆け込む避難所も必要と思われます。平成24年に作成されたはまなか津波防災マップも見直しの時期にあると思われませんが、今後のスケジュール

を教えてくださいたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） はまなか津波防災マップでございますけれども、平成24年に公表されました津波浸水予測図に基づきまして平成25年3月に作成したものがございます。その作成から既に9年が経過しております。また、昨年7月に新しい津波浸水想定が見直されたこと、それと新庁舎における避難所の設置、あるいは霧多布地区の新しい避難道路がございますので改定が必要になったということでございます。そのため新しくA1サイズのはまなか津波防災マップと土砂災害マップということでこれも先般、警戒区域が指定された部分がございますので、これを加えた冊子のはまなか防災マップを作成しまして、この度、完成したところでございます。このマップ及び冊子につきましては、既に議員の皆さんにも配布はしてございますけれども、今月15日の自治会配布において町内全世帯に配布するというところでございますし、また町内の事業所あるいは、公共施設等にも順次、配布を予定しているところでございます。また、この浜中津波防災マップでございますけれども、広く皆さんに周知をしていただくために公の施設に掲示したりホームページにも掲載していきたいと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 新しくできました防災マップを見させていただきました。事業費247万5000円、大変立派な新たな防災マップができたということで、今後、先ほど質問をした丸山散布避難場所とか、1番議員が質問されていまして暮帰別、新川の避難タワーとか霧高を利用する避難場所、これらは今後決まった時点で防災マップに落とすという捉えでいいのか、確認させていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） 今回、新たにマップを作成しまして、これが現時点における最新の津波の浸水予測あるいは避難所の位置を掲載しています。今後、避難所が追加になることがあれば、随時、改正していくことになると思いますけれども、今回作成したばかりですので、例えば、来年度か再来年とかに刷り直すということは考えづらいのかなと思いますけれども、いずれそういった避難所等に改正する部分が出てきたとすれば手直し等を行ってホームページ等では掲載していますので、そういう部分も含めて直していく形になろうかと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 内容はわかりました。一つお聞きしておきたいのですが、震度7の地震がきたら霧多布も私たちの地域もそうですけれども、砂質でできている軟弱地盤なので、まして冬季の場合は、なかなかその車で避難できない可能性も出てくるということで、徒歩で駆け込むような避難場所も本当はあればいいのですがその辺もなかなか浸水域の中にあると難しいものがあるかなと思います、散布に小中学校があります。この基準水位が10mです。屋上もありますから恐らく屋上あたりはその浸水域から外れるのだと思います。そういう場所を徒歩で駆け込むような避難場所に指定できないものかどうか、その地域の要望等もあると思いますが、火散布は59世帯でだいたい170人くらいです。もしその地域からそこを冬季間雪が降っている状態の中で避難が困難だということで利用したいということがあれば、その辺はどういう扱いになるのか。答えづらいと思いますが、お聞きかせいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） まず今回の想定ではマグニチュード最大9.3、浜中町においては震度6強から7の非常に強い揺れが想定されるとなっております。その中でやはり津波が心配されるわけでございます。ただいまお話ありました火散布にあります散布小中学校の校舎でございますけれども、こちら3階建てで一定の高さはございますけれども、散布小中学校自体、やはり火散布の海岸線にある程度近い位置にあるので、海岸と学校の間には遮るものがないということもございまして、たしか10mを超えるような基準水位になっていると思います。そういう部分ではこの最大クラスの津波が押し寄せることを想定すると、なかなか学校の校舎に逃げ込むというのは考えづらいと思っております。実は学校にお聞きしますと、普通の津波警報、注意報のレベルであれば学校の校舎の3階なりに避難することは可能らしいですが大津波警報になるとやはりこれは現在、避難場所として指定しております道道の坂の上の避難場所、あるいは養老散布の坂に避難していただくことになろうかと思っておりますので、最大クラスの場合の学校への避難については現時点では考えづらいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 理解しました。震度7は体験したことのない揺れだと思っております。毎日新聞だったと思いますが、冬の早期避難の難しさということで東日本大震災で徒歩避難の平均時速が2.24kmだったそうです。このことを踏まえて、積雪時

に歩いて逃げる時速は1.79km、凍結時は1.61km、除雪されない降雪時は1.08kmと仮定されております。4分で150mは無理だという話であります。私も自宅から今新しくできる丸山の入口の避難場所までだいたい600mくらいだと思っておりますが、いつも雪が降っているときに思うことは、積雪時また道路がついていないときは車でも逃げられない、徒歩でも遠すぎるというところで思考が止まるのですよ。それ以上考えてもだめだなと思って、それ以上のことは考えないのですけれども、そういうことはときどき思います。車で逃げられるときは避難所までは車で暖をとりますから、車で逃げるのはそういう車を利用して、低体温症はまず考えられないですけれども、徒歩で逃げて避難所まで行きつく人もいますけれども、霧多布は別ですが、ほとんどの地区は避難所で暖を取ることができない環境にあります。なかなか避難して暖を取る建物は事業費もかかりますしそこまでの対応は難しいと思いますが、できることであれば、避難場所の暖を取れるような環境を整えていただきたいと思います。その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。まず、積雪時の徒歩避難の速度ということで今議員からもありましたようにいろいろな速度がございます。それでこの避難時の避難速度についてもいろいろなシミュレーション的な部分がございます。一般的に言われているのが秒速1mです。避難時になりますと少し遅くなりまして秒速0.76mという数字がございます。これが通常、避難の範囲を定めるために使っている数値でございます。ただこれはその積雪だとか、そういうものを加味しない中での数字で、当然、冬期間になると道が悪くなるので速度も遅くなる、あるいは高齢者、障害者等も遅くなるということでもありますので、そこら辺は今後の避難の計画を立てる際の参考にさせていただくというか、配慮すべき事項と考えてございます。もう一つ、避難場所の暖房の対策でございますけれども、昨年12月に国の被害想定が出されましてその中でも示されておりますけれども、その低体温症の問題があるとされておりますので、その対策もやはり必要になると。特に町内においては霧多布、あるいは茶内、浜中、姉別は建物でございますけれども、それ以外は特に散布方面については屋外の避難所となりますので、そこら辺の課題を私どもとしても十分認識しておりますので、それについても今後の避難対策、避難計画の中でどのような方法がいいのか、十分考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） ありがとうございます。できるだけそのような施設ができることを願っているところでございます。よろしくお願いいたします。

それでは最後の質問に入らせていただきます。災害時の要支援者の支援対策について、令和3年5月、国は災害に備え高齢者や障がい者の避難方法などを事前に決めておく個別避難計画の策定を努力義務として災害基本法に定める方針としました。浜中町の取り組み内容と進捗状況を教えていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） 個別避難計画につきましては、昨年5月の災害対策基本法の改正によりまして、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされたところでございます。この個別避難計画は高齢者や障がい者等のうち、自ら避難することが困難である方の避難の確保を図るため、特に避難を必要とする避難行動要支援者の方を対象に作成するものでございます。また、計画につきましては市町村が福祉専門職など関係者と連携して作成に努めるものとしたしまして、要支援者の氏名、住所の他、避難支援者等を実施する実際避難に関わる方、あるいは避難先、避難経路、避難時に配慮すべき事項、そういうものを記載してその避難支援者や関係機関に情報提供を行って、避難に繋げていくというものでございます。それで国におきましては、現在、努力義務ということで各地域の実態に応じて国では概ね5年程度で作成を目指しているということございまして、今年度につきましては、全国の一部の自治体では計画策定のモデル事業ということで取り組まれているということでございます。町といたしましては、この制度について公助における避難行動支援の中心となると考えてございますので、今後、作成に向けて取り組まなければならないと考えてございます。ただ、作成に向けてはこの防災担当だけではなく、福祉専門職、あるいは社会福祉協議会、民生児童委員の参画、自治会、町内会の協力が必要になってくるということでございますので、まず初めにどのような枠組みで進めるか、これについて関係者と協議をさせていただき、その体制を作った上で作成を進めていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） ここに福祉保健課福祉係と平成24年の4月に出されている浜中町災害時要援護者支援制度実施要綱を定めたものがあります。東日本大震災後にこれを策定し災害支援者、災害弱者を町内会、自治会等も含めて避難をさせるということに

なっているのだと思っていました。それを実施している町内会もあるようであります。対象者ですが、要介護3以上とか、身体障害者手帳2級以上所持している人とか、療育手帳Aを所持している方とかを対象者としていますが、この度の改正で70歳以上の単身者及び70歳以上のみの世帯というのが加わっています。当然、支援をする範囲が広がっていますからその支援をする地域の方々も含めて共助になるのだと思いますが、その辺が各地域、町内会、自治会に協力してもらわなければならない部分かと思っていました。これは防災対策室だけの問題だと思っていません。ですから、福祉保健課も含めての話かと思っていましたが、今現在はその辺の各町内会がどういうことをやっているかは防災対策室では把握されていないということですか。今回の災害基本法の改正で令和3年5月の改正では、一人一人について避難する場所やルート、支援する人を定めると書いてあるのです。ですから町内会そういうことを決めている、これは新しくその70歳以上は別で、今までの中で支援する方々を町内会でやっている方もいるのです。それに今回70歳以上も加わりますから、当然大変なことだと思っていますが、その辺をもう一度、今後どうするのか、努力義務と言いながらどういう考えなのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） 今議員おっしゃいましたとおり、東日本大震災の後に災害対策基本法が改正されて避難行動要支援者の名簿制度ができました。要は登録していただいて、その登録した情報を地域にお知らせするという制度がございました。制度自体はそういう部分で、具体的な中身、要するに誰がどうだという一人ずつの避難カルテのようなところまで作成するというものではなく、あくまでも登録して、登録の内容を各町内会なり自治会にお知らせして具体的な支援の内容については実際のところ地域にお願いしているという状況でございまして、町として個々の状況については現実的には把握していないということでございます。全部ではありませんが各自治会等にもお聞きしたところ、やはり以前から引き継がれていて、ある程度きちんと枠組みを決めて進めていらっしゃる地域もございますし、何となくぼやっとした形で支援するんだよという取扱いもしていると。それは各自治会、町内会ごとに差はございますけれども、現状そういう状況であると認識しております。それで今回新しい個別避難計画が出されたというのは、4年ほど前に西日本豪雨がございまして岡山県の倉敷市に真備町という町がございまして。真備町で水害によって確か50人以上の方が洪水で亡くなられたと。そのときにこの名簿制度がなかなか機能しなかったという実態があったと。国の場合、大き

い災害があった後にワーキンググループ的に組織したもので検証を行って防災対策に生かすシステムがございますので、その中で今までの名簿制度だけでは人々を救うには十分でないということから、やはりきちんとした避難カルテのようなものを作ってやるということを自治体に求めてきたことが実態であると考えておりますので、その点については町としても作成すること自体については非常に大事なことでありますので、積極的に進めていきたいと考えますけれども、実態としてやはり先ほど申しましたけれども、防災担当だけで業務を担うというのは実際のところなかなか物理的に難しい部分がございますので、これらについてはやはり町内の役場内でいろいろ議論した中で進めるような方法を考えていきたいと思っております。国は5年以内と見ておりますので、やはり新年度に入りましたらそこら辺をまずはどういう枠組でやっていくかを決めていきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 北海道新聞に出ていましたが、避難弱者の施設、老人ホームだとか特養は浜中町の場合は高台にありますから厚岸とかからみると救われているなど思っています。地方は高齢化が進んでいますから災害弱者という人が増えてきております。共助、公助の仕組みがやはり大切だと思っております。町と住民が連携をして地域ぐるみで災害弱者を守っていかなければだめではないかと思っておりますので、どうかその辺もひとつ配慮して力を入れていっていただきたいと思っております。終わります。

○議長（波岡玄智君） 4番小松議員。

○4番（小松克也君） 通告に従い質問をさせていただきます。1点目はソーラーパネルの設置にあたり、同意書の有無について太陽光発電のソーラーパネル新設にあたり、同意書が必要なのかという質問です。ソーラーパネルが新設される場所の隣に自分の土地があり、新設される方より同意書を作成したので印鑑を押してもらえないかということでした。条例では同意を求めるとありますが、同意書を交わさなければならないとは明記されていないと思っております。このような事例を他に聞いたことがありますでしょうか。また、ソーラーパネルの設置が増えてくると思われますけれども、脱炭素社会に向けた調査や目標をまとめるとのことですが、ソーラーパネル等が増えるに伴いトラブルも増えると思われます。条例等も見直しを含め、今後の対策についてお伺いします。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） ご質問にお答えいたします。本町の浜中町再生可能

エネルギー発電施設の設置に関する条例におきましては、第6条事業者の責務として、周辺関係者と良好な関係を保たなければならないと定め、第11条周辺関係者への説明では、事業者は届け出をしようとする場合は、事業区域の周辺関係者に対しあらかじめ説明などを行う計画に関する周知について必要な措置を講じること、周知を行うに当たっては周辺関係者の理解が得られるよう努めなければならないこと、措置を行ったときはその結果を町長に届け出なければならないことと定めているところでございます。したがって、本条例では事業者が責任をもって周辺関係者に事業計画等の説明を行い、その結果を町へ報告することは義務付けておりますけれども、同意書の提出までは求めておりません。ただし、事業者が後々のトラブルを防止するために意見について書面や同意を求める事例はあろうかと考えているところでございます。また、本条例につきましては事業の実施に当たりまして、周辺関係者の意見を聞いた上で計画することでトラブルを未然に防止するということが趣旨でございます。今後でございますけれども、脱炭素社会の形成には再生可能エネルギーの利活用は必要不可欠と考えているところでございます。しかしながら利活用には一定のルールも必要と考えております。次年度から当初予算でご提案させていただいておりますけれども、地域再エネ導入計画及び景観計画の策定に向けて取り組んでいく予定となっております。その中で議論される意見等を踏まえながら本町内での調和が図られるよう進めてまいりたいと考えております。ご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 小松議員。

○4番（小松克也君） わかりました。次に移ります。防災無線での避難場所の放送についてということですが、この前のトンガ沖付近での海底火山噴火に伴って、大津波が発生しトンガに甚大な被害をもたらしました。浜中町でも90センチの津波が来ましたが、大きな被害がなく幸いでした。さて、この津波の際に防災無線での津波警報発令があり、避難場所の放送もありましたが、役場庁舎のみの避難場所放送でした。新川、仲の浜方面の方々はMGロードを通って茶内方面へ避難することになっているようですが、新庁舎のみの避難放送でしたので、少し戸惑いを感じたそうです。今後、地域ごとの避難場所案内を防災無線で放送できないものかお伺いします。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。防災無線の放送につきましては、津波注意報や警報が発表された場合、基本的に全国瞬時防災システムJ-ALERTの自

動接続であらかじめ定められた文書によりまして警報などの気象庁の発表する情報と、避難指示など、町長発令情報を屋外拡声機と戸別受信機に一斉放送することになります。ご質問の各地域ごとの避難場所案内の放送でございますけれども、津波の場合の放送につきましてはやはり一刻も早く津波の情報を伝え、避難行動に繋げていただくことが重要であります。また、わかりやすく短く簡潔に伝えることも重要でございますので、発生直後の放送につきましては現状の気象庁の情報、町長の発表、発令事項のみの放送とさせていただきたいと考えてございます。また、今年1月のトンガ沖海底火山噴火の津波でございますけれども、このときは津波警報ではなく津波注意報の発令でございました。また、深夜の発令で注意報でありましたので、自主的避難という形でそのための避難所をあけたということで、深夜で無線放送はしなかったのと、テレビ等の報道機関のみの情報提供とさせていただいたところでございます。その後、津波の潮位が落ちてきたことから、朝方には役場庁舎のみの避難所の開設という形にさせていただいて、明るくなってからその旨を無線放送したというところでございます。今後におきましては、津波警報、注意報が例えば長時間にわたる場合は避難所情報も非常に重要であり、大切なものであると考えますので災害の状況に応じて、この放送については適宜対応していきたいと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 小松議員。

○4番（小松克也君） わかりました。次に、文化センターの代行業務について、新庁舎移転により、高齢者の方が以前は運動がてらバスの回数券を受取りに行っていましたが、山の上に建ったので受け取りに行くのが難しくなったということです。それでこのような業務を文化センターで代行できないかということですが、今は散布にいる娘さんに頼んで行っているようではございますけれども、できれば回数券くらいは自分で取りに行きたいとの事なので文化センター等で代行ができないものかということなのではございますけれども、代行できるとしたら、どの程度の業務が可能なのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（金澤剛君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。文化センターを所管する部署につきましては、教育委員会生涯学習課となります。町長部局とは別の部署での対応となりますので、代行できる業務といたしまして、金銭の授受が伴わないもので専門的な知識を必要としないものと考えております。ご質問の回数券についてですけれども、現在におきましても、浜中、茶内両支所でも対応しております。この度、

生涯学習課と協議した結果、新年度におきましては文化センターでの対応も実施したいと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 小松議員。

○4番（小松克也君） できれば今まで歩いて行っていた方々のために何か文化センターでできることがあればやっていただきたいと思います。これで質問を終わります。

○議長（波岡玄智君） 10番渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 通告書に従いましてご質問させていただきます。DXの推進について、町長は令和4年度町政執行方針において脱炭素社会の実現やDXの推進など、地方創生のために取り組むべき課題として挙げています。ウィズコロナの新しい日常生活を迎えた今こそDXを積極的に推進し、ペーパーレス化、キャッシュレス化、さらには脱炭素化やクラウドの活用など住民サービスの向上と行政運営の効率化を図る必要があると考えます。政府のデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針では、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な価値観を実現できる社会、誰一人取り残さない人にやさしいデジタル化が示されています。そこで以下の点について現状や課題、今後の方針を伺います。

一つ目、今後のデジタル化の計画的な取り組みについてお伺いいたします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（赤石俊行君） お答えいたします。今後のデジタル化の計画的な取り組みですけれども、議員おっしゃいますとおり、国におきましてはデジタル社会を目指すビジョンとして、その実現に向けた改革の基本方針よりデジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な価値観を実現できる社会を掲げ、誰一人取り残さない人にやさしいデジタル化を進めるとして、この目的の達成に向けてデジタル庁が発足されたところでございます。こういった社会情勢を踏まえて本町の令和4年度町政執行方針においてDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進を掲げております。このデジタル化の推進につきまして、国においては組織体制の整備ということでデジタル庁の発足、デジタル人材の確保、計画的な取り組み、市区町村への支援などを掲げたところでございます。その上で各自治体の取り組みとしましては、自治体の情報システムの標準化、共通化、マイナンバーカードの普及、行政手続のオンライン化やセキュリティ対策の徹底などが重点的な取り組み事項として掲げられております。その中でも情報システムの標準化、共通化についてはこれは例えばそれぞれの自治

体においてさまざまな申請様式があるのですけれども、こういった申請の様式について、このマイナンバーカードを利用して全国のどこの市町村でも共通の様式に統合をしていきたいといったことを整える目標時期を2025年、令和7年としてこの令和4年度からその対応に向けた準備を始められる環境作りを目指すものとして、国の方から働きかけられているところでございます。この町の電算システムにつきましては、本町については北海道自治体情報システム協議会に加入しておりまして、小規模町村が単独で取り組むことが困難な実情を踏まえ、加盟団体が協力、負担し合ってシステムの共同開発、共同管理を行うために設立したこの協議会、現在、正会員が29団体、準会員が33団体、合計62団体で組織されておりますけれども、今後、行政システムの開発、運用、管理等についてはこの協議会と情報共有そして社会情勢を見据えながら、この改修対応にあたっていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 今のご説明で理解しました。国からの方針が入った中で地方行政として取り組まれると理解いたします。

それでは次のデジタル人材の確保及び育成について、今課長のご説明の中の言葉にあったのですけれども、浜中町では具体的に専門知識を有することだと思えますし、もう3月人事も決まっているかと思うのですけれども、今後について何か対策等あれば、お伺いしていきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（赤石俊行君） このデジタル人材の確保、及び育成についてでございますけれども、国においてはこのデジタル化の重要性を国民に広く周知しながら進めていくために、この改革を牽引していく人材をデジタル人材という呼び方をしておりますけれども、そういったスキルを持った優秀な人材や民間企業を含めて、広く公募採用を図っていくという国の取り組みでございます。役場内におきましては、当課の情報管理係が担当しております。庁舎内の電算システム関係を当課のほうで掌握をしております。先ほど申し上げたとおり、本町については北海道自治体情報システム協議会に加盟をしておりますので、当然、この組織には専門的な知識、ノウハウを持ったスタッフ、そして委託業者と常に連携をしております。本町の担当者とも常時この情報共有サポートをしていただいておりますので、今後においても引き続きこの協議会を含めて同じシステムを共有している他町村とも連携を図りながら、さらには国が実施する研修等に積極的

に参加しながら変革していく、社会情勢に対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 10番渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 現在は総務課の中で特化したというか、得意な方がいるということの中でこの中でもう一つ伺いたいのがやはり新しい技術だと思います。僕ももう年齢的な部分と、あと一応その分野の学校を出ているのですけれども、その当時学生の頃なので30年も前ですが、もうとんでもない形でデジタルという部分では進化していると思います。それで、やはり現職員の方で専門的知識を要している方が新しい知識を学びながらということもあるのですけれども、これからだと新規採用される方ですとか、あらかじめその技術を持っている方もいるとは思いますが。そういう方も募集されるのだと思うのです。ただ、あともう一つこの中で伺いたいのが、例えば、その個人がこう思っている、こうしてはどうでしょうかという意見や提案、デジタルのことなので、例えば僕みたいな得意でないものが聞いても理解できないものを提案されたところで議論しにくいと思うのですけれども、そういった専門的な人の意見、若い人の意見を提案できる、議論し合える場に会議の中で提案しやすい状況になっているのか伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（赤石俊行君） お答えいたします。そういった提案があれば得意な人、そういった部分に長けていない人、色々いるのですけれども、アイデアだとかそういう提案は当係の方に自由に言っていただければ、そういった協議の場というのは自由にできるようになっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 10番渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 今質問させていただいた中で、僕もそんなに得意な分野ではないのですが、むしろ読んで理解できるタイプではなく操作して失敗しながら覚えてくという形でやっています。今回この質問の文言の中で、ペーパーレス化、キャッシュレス化についても質問させてもらっているのですけれども、デジタル庁ができてから脱ハンコという言葉が出たように、その庁舎内の業務の中でハンコ制度が悪いというわけではないのですけれども、業務効率を考えたときにハンコは押していないけどサインをすることかかって聞いたことはあるのですよ。実際業務的に何も変わってない。ペーパーレス化、行政内では金銭のやりとりはあまりないと思いますけれども、主に伺いたいのはペーパ

ーレス化の部分ですが、そこに向けた取り組みは何かありますか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（赤石俊行君） ペーパーレス化に向けてですけれども、特段、今やっていることはございません。例えばタブレット端末の利用なんかも考えられるところですが、非常に便利ですけれども、結局その画面で見てもいざとなったら紙で出して使うほうが、使い勝手がいいという声はまだ多いものですから、いずれはそういった時代もくるのかなと思っておりますけれども、今、現状ではそういった導入の予定はございません。

○議長（波岡玄智君） 10番渡部議員。

○10番（渡部貴士君） まさに何か新しいことを変えようと思うときは、ペーパーの部分やりながら新しいことに取り組む、まさにその作業が二重になってしまうのですが、ただ、ウィズコロナとかアフターコロナとかポストコロナとかいろいろ言い方ありますけれども、新しい日常、新しい働き方になってきた、そこで脱炭素というところにも繋がると思うのです。このペーパーレス化という部分です。僕も毎回議会のたびに予算書ですとか議案書ですとかたくさん資料いただいて、目を通して、前回のものと比較するときに、前回のを引き出して机の上が資料で散乱することがあります。というか毎回そうなのです。紙が悪いと言っているわけではないんですよ。ただ、やはり今後こういう時代になってきた。やはり誰か声を出さなければ取り組む時期も遅くなるというか、なので僕も今回、この質問をさせていただきました。紙が悪い、文字を書くのが悪いと言っているわけではないです。ただ、デジタルという時代に向かっています。新しい働き方に向けて、行政の中で、行政が先頭に立って取り組んでいただきたい部分があると思いますのでこの質問をさせていただいているわけです。

これに関連して三つ目の質問に移らせていただきます。行政手続のオンライン化について伺います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（赤石俊行君） 行政手続のオンライン化についてでございますけれども、このデジタル化の重点的な取り組みの一つとしまして、行政手続のオンライン化がございます。これにつきましてはまずマイナンバーカードの普及が大前提でございます。その上でカードを用いたオンライン手続、転出、転入手続のワンストップ化、自宅のパソコンやスマホなどから申請を可能にしていこうというものでございますけれども、実際

においてはネットワークの整備、既存の住基システムの改修、また、新たな申請管理システムの導入、基幹システムとの連携など、かなり大がかりな改修構築作業が必要となってまいります。まずこのライフラインの整備については大前提ですけれども、こういったシステムの構築に対する国からの支援等をいただきながら、北海道自治体情報システム協議会と協議を行いこの関係についても準備を進めてきたいと考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 10番渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 行政サービス、住民サービスの中でのオンライン化は国でも推進しなければならないのはマイナンバーカードの普及ですよね。当町においてマイナンバーカードの普及率は年齢関係なく籍がある人が皆所有するのかわからないのですが、マイナンバーカードの普及率はどの程度でしょうか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（山平歳樹君） マイナンバーカードの普及率についてお答えいたします。2月末の数字ですが人口5481人に対しまして、申請件数が1920件で申請率で申しますと35.03%になります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 10番渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 普及率が35.03%ということで約3分の1くらいですね。僕は確定申告の関係でマイナンバーカードをつくる機会がありましたが、もしそうでなければ本当にマイナンバーカード自体作る必要あるのかなと思っていた部分もあります。要は学生の方は必要ないというものなのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（山平歳樹君） マイナンバーカードに関しまして、学生の方が使うとあれば保険証に紐付けるなどの使い方はあると思います。

○議長（波岡玄智君） 10番渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 僕も先日、町民課で住民票とかのやりとりがあったのですが、ちょうど質問の準備をしているときでした。今後、この行政サービスにおいてオンライン化ができるようになったときに、自分で想像したのはマイナンバーカードがあれば、ウェブ上で申し込んで住民票を欲しいという申請をしてあとは取りに来たらいいのかな。それとも郵送してもらえるのかな。コロナ禍の時代の付き合い方、そして対面するというその人の動き、その流れを省略するためのデジタル化でもあると思うのです。

が、このマイナンバーカードが普及しなければ、行政のシステム、要はサービスとしてオンライン化できたけど、カードを所有しなければ手続きできないと理解したのですが、今後マイナンバーカードの普及に向けて課として何か取り組みはございますでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（山平歳樹君） ただいまの質問にお答えします。担当している課としましては、当然広報紙でのPRとかも実際にしているところです。あくまでもPRはしていきますが、マイナンバーカードを持つか持たないかはご本人の意思もありますので、国の方でもっと魅力的な付加価値を付ければ増えるのかなとは考えております。

○議長（波岡玄智君） 10番渡部議員。

○10番（渡部貴士君） マイナンバーカードの普及については理解しました。必要な人もいるということですね。

最後の質問に移らせていただきます。職員のテレワーク導入についてお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（赤石俊行君） 職員のテレワーク導入についてでございますけれども、やはりこのコロナ禍におきまして、大都市などは出勤を制限しなければならない事態が常に隣り合わせの状況下にあると思っております。本町規模の現状においては、各種会議なども既に必要に応じてリモート会議もやっておりますし、また、現場業務、窓口業務、相談業務などについてはテレワークには余り馴染まないものであると、国であったり、道であったり大都市に比べて、やはりこの町村の役場の業務については、より住民に近い仕事でございますので、こういったことは余り馴染まないのかなということもございます。あるいは職員の自宅での環境が一律に整っていない状況、さらにはセキュリティの問題等々が色々ございまして、現時点ではこのテレワークの導入という予定はしておりませんが、このことにつきましても何かできるようなことがあれば、情報システム協議会、関係町村とも協議して検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 10番渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 住民規模というか、町の人口、サービス等を考えて今のところ職員のテレワークについては、あまり必要に迫られていないということで理解してよ

ろしいですか。密でなければ出勤できるし、業務できるのかと思いました。僕も実際そう思っているのですけれども、僕もウェブ上で会議とかやっているのですけれども、やはり移動しなくてもいいという、ズームですとかオンラインの会議をするようになってから移動しなくていいので、移動の時間も長く使える。確かにその対面のほうが伝わるという部分があります。今、ずっと制限されていますけれども、やはり飲食しながら相手のことをよくわかった上で話をする方が深い絆というか良い取引もできるのかなと思っています。ただ、コロナ禍だからこそ推進された業務、これ一般企業ではワーケーションですよ。観光地に仕事を持って行く、これは随分普及されているのですけれども、今回この質問をさせていただいたのは、多分、行政の中ではテレワークは必要ないのかなと思ってきました。ただ、今の世の中ではその都会の方というか、密になるところでは随分オンライン化、テレワークをしている人がいるということ、ワーケーションで仕事をしながら観光地に仕事を持っていくという人が現状にいるということをお伝えしたいのでこの質問をさせていただきました。

それでは次の質問に移らせていただきます。まちづくり会社設立へ向けての進捗状況は、12月議会でも質問させていただきましたが、進捗について再度伺わせていただきます。まちづくり会社の設立コンセプトの問いに対して、浜中町の担い手が町に自信と誇りを持てる持続可能で活気ある町づくりを推進するために会社設立準備会を発足したと答弁されています。2月末に鶴居村がむらづくり会社設立の方針を固めたと新聞報道され、ふるさと納税返礼品の新規開発やサイトの管理を担い、寄附金の目標を2年で2倍以上とし、その業務に地域おこし協力隊の派遣もするとして、当町と類似した形態であると思いましたが。ふるさと納税事業の強化や地域おこし協力隊の増員など、当町にとって非常に有益な事業内容を抱えていると思いますが、準備会がたびたび延期されたり進展がないように見受けられますが、現状について率直にお伺いさせていただきます。先ほどの1番議員の質問の中でもちょっと伺えたのですけれども、改めて伺わせていただきます。進展しない理由はどんな理由があるのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長議長（戸井洋典君） お答えいたします。予定では第3回目の準備会を昨年12月20日に開催することで決まっておりました。しかし、ふるさと納税事務代行業務や地域おこし協力隊員に関する打ち合わせが、それ以降になる見込みとなったため、まちづくり会社の形態を含め、詳細な事業内容や詳細な予算を提案するために延

期されましたが、これに時間を要しているということで商工会より伺っております。

○議長（波岡玄智君） 10番渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 商工会が議論する内容がまとまらないので延期という理解でいいですか。僕は準備会が延期されているのはコロナで会議ができないのかと思っていました。商工会の産業団体の事務方以外に提案されているビオラの方が、出席されての準備会だと思っていたのですけれども、要は先ほどの質問の中にも含まれますが、このオンラインで会議ができるようになってから会議が延期される意味が僕は理解できなかったのです。むしろ会議がやりやすくなったと思うのですよ。移動しなくていいし、旅費もかからない、要は双方の都合がつけば1時間でも30分でも会議はできると思っていたのですけれども、僕は今、正直なところ行政側の都合で会議の準備が出来ていないので準備会が開催されないのかなと思っていたのですが、逆という意味で理解してよろしいですか。わかりました。進展しない理由については承知いたしました。

そこで、僕もこのふるさとまちづくり会社の中でふるさと納税業務の強化を事業内容として謳われています。これも先ほど1番議員の先輩が質問されていたことと重複する部分も出てくるのですが、もう一つ伺いたいの、ふるさと納税の寄附額の目標です。これを設定して今度新しい体制になるということですが、数字があるものなのでやはり目標を設定してはどうかと思うのです。去年も3月に同じ質問をさせていただきました。そのときもやはり同額ぐらいというご答弁だったと思っています。ただ、国が地方に自分で稼ぎなさいと、そして地方は自分たちでPRしなさいと最高の国の施策だと思っています。それで、このふるさと納税業務、今、この業務を総務課の中で担当されていて、4月から商工の方に移管されるということですが、ここに関しては従来からのシフトプラス受発注の業務、その他やっつけているのは理解しています。ただ、ここでもう少し民の力を入れる、その広報の部分でどれだけ今後伸ばせるかわ変わってくると思うのです。そこで伺いたいの、現在、シフトプラスさんに委託料としてどれくらいの金額か教えてください。

あと、業務の詳しい内容の部分、あと、シフトプラスさんが他の自治体でやっているかどうかそれもお答えできるのであれば教えていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（赤石俊行君） まず、ふるさと納税の目標額の設定の関係ですけれども、昨年同様、今現在もこの目標は特段設定しておりません。この制度が発足して以来、当

課の担当スタッフ、それから返礼業者のシフトプラス、すべての関わっている皆さんの頑張りでこれまで右肩上がり増額してまいりました。いずれ生産能力的な限界は必ず見えてくるものだと思います。これまでの取り組みで増額を図ってこられましたけれども、その成果についてはこれをやったからこれだけ増えるということは一概には言えないものかなと思っております。今回、例えば今年度やったことがいずれ何年後かに身を結ぶこともあるかもしれないですけれども、少なくとも前年度より今年、今年より来年と緩やかであっても右肩上がりに推移して継続していくことが、まずはこの現状の目標、目指すところと考えております。そういった意味では、今後も新たな部署において常に向上心を持ってふるさと納税の増額を目指していきたいと考えているところでございます。シフトプラスに依頼している業務ですけれども、先ほど1番議員の質問にもありましたけれども、役場の事務の代行を行っております。主に寄附の受付け、返礼品情報の登録、受領証明書の発行、発送業務、返礼品の出荷依頼、コールセンターだとかワンストップ特例の業務、主にこういった業務をお願いしております。他にどの程度の町村を受けているかわからないですけれども、他の町村でもやっているというのは聞いております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 10番渡部議員。

○10番（渡部貴士君） シフトプラスさんの件、承知しました。僕もまちづくり会社やってはどうですかという思いでこの質問をさせていただいて、それで今現在受託されているシフトプラスさんの事業の内容について伺ったのですけれども、その他地域で実績ある、なしを伺いたかったのですが、それよりも浜中町でこれだけ付き合いのある、毎年増えてきているというのは承知しました。先ほども寄附額の内訳が今年度は8億円弱になりそうだということで、ただハーゲンダッツが一番の人気商品、これがいつまでも変わってないなど。僕もサイトを見て新しい商品が増えているのは確認しています。加工される業者さんと職員さんの努力によってこれだけ商品が増えてリピートされる方もいるのだなと思って見えています。ただ、目標という部分で例えば今年は8億円ぐらいになりそうだ、来年は10億円、その次は十何億円と単年での目標はやはり難しいと思います。種をまく時期があって、伸びてくる時期、今課長のご答弁の中でもありましたけれども、浜中町のポテンシャルを考えたときに7億円の7割がアイスだけじゃない。今、加工商品だけではなくて、観光にしても物を売る、お土産を買うというより、ことを売る、体験してもらうという部分が口にされるようになってきました。僕もいち

事業者としてやはり地方に来ていただいて体験していただく、そしてファンを増やすそのファンになっていただいた方が、このふるさと納税をご利用いただくというのが美しい物語になってほしいなという思いで、観光業、接客業もやっています。担当部署ということではなくてやはりここは行政一丸となって、これは行政だけじゃなくて返礼品を出品されている事業者の方含めて浜中町の持っているポテンシャルをまだまだ生かせるという意味で目標額というか、寄附額について具体的な数字では難しければ、こういった形でやっていきたいとか、何か別な形でご答弁いただければと思うのですが、お願いします。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） ふるさと納税の目標額の設定をしてはどうかという話でありますけれども、浜中町も今ふるさと納税でやっている7億円という数字は浜中町のすべての産品です。ハーゲンダッツが大きくやるというのは浜中町の牛乳が出ているということですよ。それはちょっと大きいですが、白糠とか弟子屈ですとか、筋子だとか売っているのですけれども、弟子屈に筋子はないのですけれども、だけど売っているのですよね。何十億円と浜中でやっているふるさと納税は意外とうちの町のものしかないのです。筋子売っているわけではないですから。今にロシアから筋子は来なくなって多分なくなるのだと思うのですけれども。それは別として、平成28年以前の事業者はそんなになかったのですよ。浜中町でも。色々な小さな店の方々が参加して最初はスタートしました。それでも今そのチーズ工房は増えていますけれども、大きな金額になっているのです。件数1件1件は少ないのです。そんなに高いものを売っているわけではないですから。けれども件数は伸びているのです。間違いなく。ハーゲンダッツだって何万もする物を出していませんからね。小さいものを出していますから自信をもって浜中町は1年間に7億円の製品や生産物を売っていると捉えています。そしてこれは業者の方はコマーシャルもしていないのですよ。そして送料も町で持っていますから、売り上げはちゃんと町からその業者の方に全部払いますから、そういう割引もしないで売っているんですよ。すごい有利な売り方なのです。是非この中に、これから28年以降、当然タカナシも入ってきましたし、ウニ屋さんも入ってきました。そして色々な業者の方が入ったり、出ていく人もいますけれども、だんだん増えてきていることは間違いありません。是非この中に観光業も含めて入っていただければ、是非入ってもらって実績を積んでもらって、浜中町のものやっていきたい。結果的にふるさと納税がなくなったとい

うことだって可能性としてあるのです。なくなったとしてもこの実績があればいいものだったら買ってくれるのですよ。このシステムでいったら。ふるさと納税は税金ではないですけども物の良さで買ってもらえるということはあると思います。その中で今一生懸命これから新しい係もつくっていきますし、体制も変えていきます。そして、多くの声をたくさんかけてやっところまで来たのです。今いいのは浜中漁組の魚介類が一部入っています。やっところが入ってきたのです。積み上げだと思うのです。実績、これが今までの積み上げだと思います。なかなか時間がかかってまだ7億円しかいっていませんけれども、これは間違いなく上がってくると思いますし、期待できるものだと思います。決して浜中町は金額が少ないと言わないで、今、これから上がってくる問題含めて、そして町内の業者の皆さんもみんな協力していただければもっともっと売れるシステムになるんじゃないですかね、決して業者の方々に迷惑をかけない売り方ですから、浜中町でもしっかりふるさと納税で商売をやっているということで、そう受けとめていただければいいのではないかなと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 10番渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 町長にご答弁いただきましたので、もう少し伺いたい部分あったのですが理解いたします。ただ、もう一つ付け加えさせていただければ、7億円は少ない額ではないです。ただ浜中もっとやれるという思いがあるということと、あとそのバランスという部分で、例えば7億円を10億円にすることよりも、魚介類をもう少し頑張ってもらってバランスをとる、そこも考えていただけたらなという思いで、もう一つ質問させていただきます。まちづくり会社の中では、地域おこし協力隊の増員も事業の内容として謳っています。そこで、昨日の補正の部分で9番議員から、会計年度任用職員についての質問がありました。職員がいない、募集しても来ない、現隊員のことも少しお話というか確認しながらなのですが、約3年前にこちらに就業されて、昨日のお話では、コロナで2年間延長になって再契約されたということで、町長の執行方針の中でも新しい職員を募集されてもトラストの中で採用が決まったみたいな記載があったと思います。それで、現状新しい人が採用されてから2名になると思うのですが、昨日の質問の中での会計年度任用職員が募集しても来ない、要は人材不足なわけですね。そこでやはり地域おこし協力隊、こんないい制度はないと思うのですが、改めて募集されてはどうかという提案というかご質問です。それが難しいのであれば何が難しいのかという部分、個人的な情報になってしまうかもしれないのですが、現隊員の方は家

族もつくられて1名しか採用していない協力隊員が地元で定住して家族が増えた、こんな成功事例ないと思うのですよね。浜中町に人口たくさんいるなら、もうこれ問題になっていないと思います。ただ、昨日の話の中でも数値的なものでも、やはり人材はもう外に求めなければならない時代で、そしてこのコロナというこのタイミングは利用すべきだと思うのです。やはり密を避けたい、勤めていた会社がちょっと形態が変わった。外に行きたいがマスクしなくてもいいような自然であり人に接する機会がないような田舎に行きたいというお客さんを僕は案内しているのですけれども、やはりこの協力隊という枠があれば、人材の確保を考えられるのではないかと、僕も10年前にUターンしてきたものですが、これはUターンの枠でも考えられると思います。なので、協力隊増員について伺います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） ご質問にお答えをいたします。地域おこし協力隊の増員ということのご質問でございます。前々から行政の方ではお答えしておりますけれども、やはりその協力隊を任用して人口増やすという概念ではなくて、協力隊というものはやはり町のやろうとする施策の目的と合致して、それで任用するということがベースだと考えているところです。結果的にそれが家族での移住に繋がりその後、浜中町への定住に繋がることは本当に素晴らしいことだと思います。ただ、やはり目的がなければ協力隊は任用できないのですよ。人口を増やすためというところではなくて、まずそこが1番のポイントかなと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 10番渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 僕も質問の仕方良くなかったですね。人口を増やすことは付いてくるものだと思うのですが、質問の仕方を少し変えさせていただければ、人材が不足している、これは役場の職員に限らずだと思うのですが、そのきっかけとして協力隊員を募集する。これは実際来る来ないはもちろんで面談の上もあると思うのですが、町のホームページではなくて、そのサイトに浜中町という紹介もできると思うのですよね。課長のところにも何度か伺っているのですが、やはり住むところがないということをお伺いしてその答弁もいただいています。ただ、国からその協力隊員に対して支給される金額というのですか、その数字を見れば、人件費以上のものも補てんされている、それは住居の部分に回せないのかなとか、1人採用して1人増えることよりも、数年計画でこの事業を任せるといえるのか、得意分野を生かしてもらって、その中でまちづくり

会社が地域おこし協力隊員を募集して、そこの業務に当たってもらう、もう僕はこれこそ何か外から来た人が地元の人たちが気付かない、地元を好きになってもらうきっかけになるんじゃないかなと思って今回このまちづくり会社の質問の中に、このふるさと納税と地域おこし協力隊あわせて質問をさせていただいています。人材というところに関して、困っているわけですよね。人がいないのですね。その窓口きっかけとして協力隊と言ったらまた同じ答弁になってしまうかもしれないのですけれども、地域おこしをしたいその冠がついている人なのですね。どこでもいいというわけでもないと思います。1回観光に行ったとがある、知り合いがいる、募集要綱見たら何か気になる町だった、ルパン三世が好きだ、ラッコが好きだ、いろいろ理由があるかもしれないです。その募集要項を見る、あと誰にどうこの町のことを聞くかによって、その思いも変わってくるのではないかと思いますので、人材が少ないことに関して、考えを改めていただくというかそうすると協力隊員対応を募集する要綱の中でも、変えなければならない部分が出てくるのももちろん理解しています。ただ、これもふるさと納税と一緒に国が地方に人材を派遣するような、こういう良い施策を考えてくれているわけです。しかも、人件費これはまたちょっと語弊が生まれますけれども、費用面に関しては、国が持ってくれている、こんな最高の制度はないと理解していますので、そこは隊員設置の要綱等も少し再度検討するという事も考えながら、人材をこの浜中町に誘致する、そうでなければ、もう人口減っていただけですよね。何か新しいことがないと、本当に減っていただけでこの人口ビジョンに対して、これは数字の目標出たと思うのですけれども、ここに対しての取り組み方、要綱決めたから協力隊員はこうで募集するんじゃない、であれば会計年度任用職員のような扱いになるとは思いますが産業団体の方に協力隊員募集してみませんかですとか、風呂敷を広げて待っているというよりもそこに関しては人材の攻めの募集というのですか。個人で申し込むことできませんので産業団体からということであれば、今回のトラストのようにできることであれば産業団体の方に協力隊員の勤める枠を設けてみませんかというそういう打診を待っているというより、行政として動いてみるというお考えはありませんでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） ご質問にお答えをいたします。今産業団体というお話もされました。実際に地域おこし協力隊の身分としましては会計年度任用職員として任用するのが現在の要綱、それから会計年度の関係の決まりからなっているところでご

ございます。先ほども申しましたけれども、その目的に沿えば例えばそれが各産業団体であったりだとかNPO団体であったりだとかそういったところと話をしながら常に進めていきたいとは考えております。ただ、やはりこちらからのアプローチそれから例えばそういった団体からのアプローチ、そこを例えば一緒に話のできる機会だとか場の醸成については今後取り組んでいかなければならない課題かと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 10番渡部議員。

○10番（渡部貴士君） これ以上だとしつこくなってしまうので、協力隊の募集に関しては要綱を再度確認してあり方というか、どういうふうに募集するかということに関しては、また相談をさせていただきたいと思います。僕も観光業をやっているものですから、東北海道地域の観光業をやっている方と随分知り合う機会がありました。その中でその方たちの経緯を伺うと、地元ではない方が多かったのですよね。多かったのは元協力隊員ですとか、隣の町でやっていて3年終わったのでこっちへ移ったという方が随分いらっしゃいました。やはり外からの視点で移住した町を見ると発想が全然違うのですよ。やはり今、2人目になりましたけれども、近隣ではまだまだたくさん募集しています。まちづくり人材ということに関してやはり大きな力になっていると思って僕は弟子屈ですとか東川、上川そういった地域を見てその方々と交流させていただいています。実際僕もサイトで見たのですが、地域おこし協力隊の採用数がその自治体の地域おこしに対するバロメーターだって書いてあって、もちろんその看板に地域おこしと書いてあるので、正直な話名義だけ出した人がここに来て一緒にやるのは少しやりにくい部分もあるかもしれません。ただ僕も10年とちょっと前に帰ってきて、僕自身地域おこし0番隊のつもりでいろいろやってきたつもりでいます。今後、同じような思いでこの町に来てくれる方がいれば、サポートできる体制でいたいなと思いました。長くなりましたが、まちづくり会社、どうしてやらないのですかという理由の中で、ふるさと納税の業務と地域おこし協力隊の増員、これが事業の中にあるので、この質問をさせていただき、ご答弁いただきましたが、納得できた部分と理解はしましたが納得できない部分もありましたので、また相談させていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（波岡玄智君） これで一般質問を終わります。

◎日程第3 議案第9号 浜中町景観計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第3 議案第9号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第9号「浜中町景観計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

この度の改正は、令和3年12月定例会におきまして議決をいただいた「浜中町事務分掌条例」の制定に伴い、事務分掌に係る規定の改正により、本条例の一部について改正しようとするものであります。

改正の内容といたしましては、現企画財政課企画調整係で所管しております環境政策部門を令和4年4月1日より新設いたします住民環境課環境政策係に移管することに伴い、本条例の所要の改正を行うものです。

なお、施行期日については、令和4年4月1日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第9号の質疑を行います。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） 本条例の改定については、4月から行われる機構改革の一環と理解しております。それで、過去の事例を申し上げますと元あった町民課の生活環境係に景観計画等の事務があり、それから企画財政課に移って、その間、私も随分どうなっているという質問をずっとしてきました。そして、やっとその動き出そうというときに基幹統計とか国勢調査とかしてずれている、今まで一度もつくられていないし、提案もされていない、それが今度は元の町民課に戻るということで、本来そこに置くべきだったのかなと私は思っているのですが、景観計画なり景観条例はなぜ急ぐかと言えばせっかくの浜中町にある美しい自然環境、あるいは街並みがきちんと保たれる、孫やその子どもの世代まで残していくという目標があるのです。そこに先ほど4番議員が質問していましたけれども、太陽光パネル、どんどん建ってくる。再生エネルギーだからいいだろうという見方も一方ではあります。ところが森林を伐採して、そこにどんどんパネ

ルが建ってきているという実態もあるわけです。パネルより森林の方がCO2吸収しますよ。再生エネルギーどっちが勝つかそういう関係で業を煮やして太陽光の発電再生エネルギーに関する条例を作れということで、これは簡単に規制条例としてできるかといったら規制ではなくて、別な形で設置に関する条例という形で出てきた。これはいわば景観計画、景観条例のできるまでの間の部分、今、霧多布市街地の空き地にも大規模な太陽光パネルができそうだという情報を入手しました。湯沸山にも出来ていることはわかっています。この山から見下ろすところにそういった景観に配慮を欠くようなパネルがメガソーラー的に建てられています。そういうことがあっていいのだろうかということが今すごく心配されているのです。既に経産省の許可を得ているから手を出せないという話もあります。ですが、最終的に地域住民100m以内の同意を得なさいとかということもあるのですが、でもその土地を取得した業者が、所有しているものだから規制できないというのですよ。もちろんそうです。そうですけれども、町として町長として最終的にその業者が、届け出制ですから、届け出が来たときに町長としてこの部分はこの庁舎の上から見たって全面そこに太陽光パネルが建つのは本当にいいのでしょうか。できるのであれば避けてほしいなというそういう呼びかけはできないものなのでしょうか。というのは、鶴居村が2023年に景観条例なりの景観計画の策定をすると昨日の新聞でマスコミ報道されていました。ちょっと今回の条例改正の中身の本質から少しずれて景観計画の条例改正はいいですよ。町民課に戻ることはOKですが、そういう部分をきちんと進めてほしい。私はそう思っています。だから、できればいつ頃までにという目標を改めて前にも目標設定はしてもらったけれども、延びてしまった。今度本当に予算もつけているようですから、そういった部分では町民課長大変でしょうけれども、是非そういうことで目標設定して頑張っていたいただきたいと思いますが、所見を伺っておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（齊藤清隆君） ただいまのご質問にお答えをいたします。いずれにしても4月からの機構改革をもとに新体制ということで取り進めてまいります。この景観条例は課題でもございますし、急務でもございます。企画財政課からしっかり引き継ぎをさせてもらいまして、町民課でしっかりとした計画をつくってまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) これで質疑を終わります。

これから議案第9号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第10号 浜中町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長(波岡玄智君) 日程第4 議案第10号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第10号「浜中町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定」について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の改正は、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和3年5月19日に公布されたことに伴い、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が廃止され、国の行政機関及び独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定は、「個人情報の保護に関する法律」において定められることとなったことから、本条例において引用している法律名及び条項について、所要の改正を行うものです。

なお、本条例の施行期日については、令和4年4月1日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第10号の質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから議案第10号の討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。
これから議案第10号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第11号 公の集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第5 議案第11号を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（松本博君） 議案第11号 「公の集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

この度の改正は、名称を（仮称）浜中町茶内第一住民センターとしていた旧茶内第一小学校の改修工事が、令和3年11月29日をもって完了し、その後地元自治会が移転作業を進め、利用可能となったことから、現茶内第一住民センターを用途廃止し、（仮称）浜中町茶内第一住民センターを新たな茶内第一住民センターとして規定するものです。

なお、施行期日については、令和4年4月1日から施行するものとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第11号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから議案第11号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第12号 浜中町介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長(波岡玄智君) 日程第6 議案第12号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第11号「浜中町介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料に対する納付者の各期の負担を軽減するため、納期の見直しを行うもので、現行では第1期から第6期までとなっている普通徴収に係る保険料の納期を第1期から第9期までに改正しようとするものであります。

改正の内容といたしましては、「浜中町介護保険条例」「浜中町国民健康保険税条例」「後期高齢者医療に関する条例」とも第6期12月までの納期に第7期1月、第8期2月、第9期3月を加え、納期限を第7期は1月30日、第8期は2月28日、第9期は3月30日までとするものであります。

なお、この条例の施行期日は、令和4年4月1日からとしております。

また、「浜中町国民健康保険税条例」の改正につきましては、令和4年第1回浜中町

国民健康保険運営協議会に諮問し、2月21日までに答申をいただいているところであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第12号の質疑を行います。

2番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 要は納付の回数を増やして、1回に納付する額を抑えて納付しやすくしようというのが、条例改正の狙いかなと思うのですが、まず、そういう今回改正するに至った背景、どういう背景があったのかということと他の自治体ではどういう取り組みになっているのかということ調査し参考にされたのかなという点、まずその点を答弁いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（山平歳樹君） 今回の条例改正に対する経過ですけれども、釧路管内の国民健康保険税の納期を見ていますと、10期で定めているのが釧路市、9期で定めているのが釧路町、厚岸町、標茶町、弟子屈町、白糠町の5町。4期で定めているのが鶴居村であります。後期高齢者医療保険では、10期で定めているのが釧路市、9期で定めているのが釧路町、厚岸町、標茶町、弟子屈町の4町、8期で定めているのが白糠町、4期で定めているのが鶴居村となっています。これを見ますと、9期で定めているところが多く、浜中町においても納期を最大限まで延ばせる7月から3月までの9期が最適と判断したところです。また、令和4年度からは賦課限度額が国民健康保険税については現行の99万円から102万円に、後期高齢者医療保険料については現行64万円から66万円に改正される予定であります。それらも鑑みまして今回の条例改正となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 背景とかどういうきっかけがあったのかもお聞きしたかったのですがわかりました。要は管内の多くの町村が9期という結構長いスパンでやっているということ。いつからやっているのかは別にしまして、そういう状況であることから本町も町民の負担、実質払う金額は変わらないですけれども、納付に対する負担感を緩和しようということなのだろうと理解いたします。納付に関しては今回は介護保険料と国民健康保険税と後期高齢者ですけれども、納付に関しましては例えば固定資産税

もそうですし、要するに町税ですね、民税も固定資産税も納付が今6回で現行のままなのですけれども、あくまでも住民の負担を軽減、緩和するという、観点からいくのであれば、今回このやるにあたって一緒にやってしまったほうがいいのではないかという思いがあるのですけれども、そこら辺はどうですか。税に関しては管内はうちと同じような、納付回数なのでという答弁があるのであれば、それでもいいですし、どういうことなのか伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（梅村純也君） 国保税等以外のほかの税についても納期回数を増やしたほうがいいのではないかというご質問ですが、実は今回納期回数を増やすに当たって、例えば国保、町民税だとかというのも増やすべきだろうかどうだろうかという検討はしております。それに伴いまして、他の町村も調べてみましたが、実はほぼ同じです。その理由についてはよく調べていなくてわからないので、今後、町民のニーズ等を聞きながらそれについてやるべきなのかどうなのかを検討していかなければいけないと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） そこがよくわからないのですよ。最初に今回の改正に至った経緯はと聞いたのは、そういうこともあったから聞いたのですけれども、今町民のニーズも聞きながらと答えるのですけれども、何か支障がありますか。税に関してもこの9期に延ばすことに対して何か支障があればその理由を述べていただきたいし、ないのであればやるべきじゃないですか。負担軽減という観点からいくのであれば。再度、答弁いただいてよろしいですか。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（梅村純也君） まず国保の回数を増やすに至った経緯をお話したほうがよろしいでしょうか。ですから、今の納期回数がもっと増やしたほうがいいのであれば、まずその辺をお聞きしながら検討しなければいけないと思っております。延ばすことに何か問題でもあるのかというのであれば、思いつく限りではないと思っております。これは、研究させてください。それが、本当に問題ないのかどうなのかということも。以上です。

○議長（波岡玄智君） 1番川村議員。

○1番（川村義春君） 今の話の関連ですけれども介護保険、国民健康保険というのは、

国保税の中に介護の要素がありますよね。それと後期高齢者は年金から天引きするという部分も出てくるのですよ。だからこういう部分に対しての納期は長く取ったほうがいいですよという、町民の声だと思っております。それで固定資産税とか町道民税というのは均等割で一期で終わる部分がありますし、軽自動車税もそうですね。例えば軽自動車税までも9期にすると何百円ずつという場合も出てくるのですよ。だからそういうことはしないほうがいいと私は思うのです。だから今のままの状態、これは提案で、私は国保とか介護保険とか後期高齢者というのは、年金から天引きの制度もあるし、行政側に立って私はこれでいいと思います。だから、今まで通り町民税とか固定資産税とか、そういう払いやすい部分については全然支障がないのではないですか。だからそういう部分で、そう思うのであれば思う、そういうふうにもこれからもやりたいということであれば教えてください。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（梅村純也君） 全く違う意見をいただきまして何と答えていいのかかわからないところなのですが、今、川村議員から言われたように例えば軽自動車税を9期に分けるなんていうのはナンセンスな話だと思っております。そこで例えば固定資産税を分けるというのは、固定資産税の額の多い方にとっては負担しやすくなることであると思うし、まず今議員さんであっても全く違う意見を言われているような状況ですから、町の方のお話を聞いてみないことには何とも言えませんので、今回の健康保険税というのは実は私税務課の人間としてある町民の方々に言われたことなのです。延ばせないかと。他の町から移動してきたのだけれども、そこは9期だったと。浜中町は6期なので1回の支払い額が多いので大変だということを持ち帰りまして、検討して町民課、福祉保健課と相談しまして、町長にも相談しながら、そういう形が良いという結論が出ました。その中で、町民税、固定資産税、他にも話が出たのです。ただ、まず今回は、健康保険税、そういった保険に関する部分をやらせていただくと。今後はその反応というか、健康保険税やったなら他の税もやったほうがいいのではないかという話が出たら、遅いかもしれないですけども、まずはそこから時間をかけずに他の町の状況を見て、あと法的に問題ないかどうか調べるべきじゃないかと思っておりますので、全く考えてなかったわけではないです。ただ、いたずらに増やす必要のないものを増やすことはするべきではないと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 1番川村議員。

○1番（川村義春君） 私は今回の改正は、三つの例については伸ばしていいと思っています。全てやれという話は乱暴だという話なのです。だから、今、答弁されたようにちゃんと町民の声を聞いて、これからやりますという答えさえいただければそれで済みますがどうですか。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（梅村純也君） そのとおり検討させていただいた上で進めさせていただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第12号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午後 3時08分）

（再開 午後 3時39分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 議案第13号 浜中町新規就農者誘致条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第7 議案第13号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第13号「浜中町新規就農者誘致条例の一部を改正する条例」につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

この度の改正は、第六条の奨励金の支援対象事業のうち、農業経営基盤強化促進法の一部改正により、農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合一本化されたことによる「農地利用集積円滑化事業」の削除、及び事業廃止による「畜産産業機械等リース支援事業」を削除するものであります。

同じく、第六条の農業関係制度資金の借入に対する利子補給限度額について、個人及び法人に対する貸付けが想定される農業経営基盤強化資金の貸付限度額が増額されたことに伴い、「5000万円」を「1億円」に、「8000万円」を「1億5000万円」に、「1億5000万円」を「3億円」に改めるものであります。

なお、施行期日については、公布の日から施行するものとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） これから議案第13号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第13号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第14号 浜中町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（波岡玄智君） 日程第8 議案第14号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第14号 「浜中町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます

この度の改正は、所得税法が改正されたことにより、寡婦の定義規定が見直され、寡夫の定義及び寡夫控除の規定が無くなり、ひとり親の定義及びひとり親控除の規定が新設されたことに伴い、町営住宅への優先入居に関して所要の改正を行うものです。

なお、施行期日については、公布の日から施行するものとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第14号の質疑を行います。

2番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 今回の改正については、法律改正に伴うもので何ら質問はないのですが、ただうちの場合、町営住宅への優先入居という部分もありますし、ひとり親という定義もあります。何を言いたいかというと、要するに今うちの公営住宅、町営住宅への入居の要は家賃の設定は世帯の所得に応じて何段階になっているかと思うのですが、ただこの今回ひとり親という部分で伺いますと、例えばひとり親であって、同等程度の所得の場合は多分同じ家賃設定なのかなと思うのですが、入居にあたっての相談の中に、例えば小学生の子どもがいる世帯と、中学校、高校の生徒がいる世帯によっては、生活費というか必要経費が多い少ないという差が出てくる家庭もあるのだらうと思うのですよ。それで一律所得で家賃を設定する中に家庭が持つ内情というか、そういうものは一定程度、相談があれば考慮できるものなのではないでしょうか。何を言いたいかというと、そういうことなのですから、例えば今、茶内でも新しく公営住宅が建設されます。当然、優先的に移れるようになっているのですが、5年間の段階はあるものの家賃が結局は上がってしまうことに対する不安の声というか、別に新しいところでなくてもいいんだけどねという声もある中で、家賃の設定について個々に応じた相談体制はあるのか、それとも今後考えられないものか、その公平性の観点から一定の所得でズバツと切ってしまうものなのか。そこを少し考慮できる余地があるのかどうかも含めて、現在の考え方を聞いておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（赤石俊行君） お答えいたします。それぞれ色々な内情があると思うのですけれども、現状では根拠となる部分については所得という部分しかその根拠はございませんので、内情はわかるのですけれども、そういった意味では所得の決まりしかございません。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第14号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第15号 浜中町と根室市との間におけるごみの処理に関する事務の委託について

○議長（波岡玄智君） 日程第9 議案第15号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第15号「浜中町と根室市との間におけるごみの処理に関する事務の委託について」提案の理由をご説明申し上げます。

浜中町で発生する可燃ごみについては、平成21年度から根室市へ委託し焼却処理を行っております。

この度、根室市のじん芥焼却場の老朽化に伴い、浜中町と根室市の共同で新たなじん芥焼却場を建設するため、浜中町を委託町、根室市を受託市と定め、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、規約を定めて事務の委託を行うものであり、準用す

る同法252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細については、町民課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（山平歳樹君） （議案第15号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第15号の質疑を行います。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） この規約ですけれども、規約には委託事務の範囲と経費の負担、それから予算の計上という部分がありますが、建設費にかかる部分についてのみ言えば総額で6億2408万1000円という予算があると思うのですが、これは4年度からの経費ですけれども、これについては債務負担行為の設定は必要ないのかどうかだけ聞いておきたいです。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（山平歳樹君） この焼却場の建設にかかる経費については、根室市の方も協議しておりますが、まだ概算であります。毎年毎年これから実施設計とか工事発注があります、その都度協議して予算計上することになると思いますので、債務負担行為ではなく毎年の歳出の予算の計上になると思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 単年度契約で今までやってきていますね。単年度契約ではなく長期にわたってこの事務委託をしていくということになるのではないかなと思うのですが、今まではその単年度契約というのは、浜中町から出るごみ1700tをベースにして経費を算定して、浜中町が負担していたという実態だったと思うのですが、今後についてその建設費の部分については、単年度契約という形になるのですか。今後の額がまだ概算だけど、確定しても債務負担は起こさなくていいということですか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（山平歳樹君） 現在の焼却は委託で行っておりますが、これは手法上の契約ということで毎年委託契約で根室市と契約結んでおります。債務負担行為は額が確定しないと組むことができないと思いますので、先ほど言ったとおり事業費がまだ確定ではありませんので毎年、根室市と協議して、実際この年度はこれぐらいかかるので比率で根室市と浜中町が支払うという形になると思いますので、単年単年の予算計上と考え

ておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第15号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第16号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（波岡玄智君） 日程第10議案第16号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第16号「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」

提案の理由をご説明申し上げます。

現在の固定資産評価審査委員会委員は、霧多布の松村嗣弥氏、散布の加藤俊美氏、茶内の福田敏幸氏の3名であります。松村氏は令和4年4月4日をもって任期満了となります。

松村氏は平成25年から固定資産評価審査委員会委員の任に就かれており、固定資産に関する十分な識見と、公正な判断力を兼ね備えていることから、固定資産評価審査委員会委員として最適任でありますので、引き続き選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をいただきたく提案した次第であります。

なお、任期は令和4年4月5日から令和7年4月4日までの3年間となりますので、よろしくご審議のうえ、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は質疑討論を省略し直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は質疑討論を省略し直ちに採決することに決定しました。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は選任に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は選任に同意することに決定しました。

◎日程第11 議案第17号 令和4年度浜中町一般会計予算

○議長(波岡玄智君) 日程第11 議案第17号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第17号「令和4年度浜中町一般会計予算」につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

令和4年度予算につきましては、これまでと同様、「第6期浜中町まちづくり総合計画」を指針として、町民の皆さまの声にしっかりと耳を傾け、「共に創る」共創のまちづくりの実現に向け編成したところであり、本町ならではの個性豊かで持続可能なまちづくりに向け、諸施策を推進してまいります。

予算の総額につきましては、79億7861万3000円と定め、前年当初より、3.9%、2億9743万8000円の増額となります。

予算の内容につきまして、主なものを申し上げますと、歳出では2款総務費、その他町有財産に要する経費で、旧茶内保育所の解体工事に伴い「建物解体工事」4900万円、地域公共交通に要する経費で「町営バス運行委託料」4632万円、3款民生費では、社会福祉法人浜中福祉会に要する経費で「社会福祉法人浜中福祉会補助」3147

万2千円、4款衛生費、1項保健衛生費では、環境政策に要する経費で、バイオマス都市構想、景観計画及び地域再エネ導入目標の策定に伴い「委託料」1769万6000円、2項清掃費では、じん芥処理に要する経費で、「根室市じん芥焼却場建設事業負担金」460万9000円、5款農林水産業費、1項農業費では、農業後継者対策に要する経費で「後継者就業交付金」120万円、農業基盤整備に要する経費で「浜中姉別地区道営農道整備事業負担金」2700万円、同じく「道営草地整備事業負担金」3825万円、2項林業費では、林道に要する経費で、林業専用道円朱別共生線開設に伴い「林業専用道測量設計委託料」492万1000円、同じく「林業専用道開設工事」2566万9000円、3項水産業費では、漁業後継者対策に要する経費で「後継者就業交付金」1020万円、水産振興に要する経費で、「新川船揚場整備工事」7692万円、6款商工費では、商工行政に要する経費で、キャッシュレスシステムポイント還元分として「地域経済活性化促進事業補助」300万円、商工業後継者対策に要する経費で「後継者就業交付金」120万円、ルパン三世地域活性化プロジェクトに要する経費で、「ルパン三世地域活性化プロジェクト運営費補助」1150万円、7款土木費、2項道路橋梁費では、町道維持管理に要する経費で、茶内1条通の改良工事の調査設計に伴い「道路調査設計委託料」750万円、「町道維持業務委託料」5000万円、「町道除雪業務委託料」4000万円、「町道維持補修工事」4510万円、町有建設車両に要する経費で、「除雪車両購入」4560万円、3項住宅費では 公営住宅建替に要する経費で、茶内団地新築に伴う「公営住宅新築工事」2億5000万円、公営住宅等ストック総合改善計画に要する経費で、霧多布団地改善工事に伴い「公営住宅長寿命化型改善工事」2億4200万円、8款消防費では、災害対策に要する経費で、「防災避難施設整備工事实施設計委託料」2765万3000円、同じく「防災避難施設整備工事」1245万円、9款教育費、2項小学校費では、小学校管理運営に要する経費で、散布小中学校トイレ改修などに伴い小学校分として「校舎等補修工事」4167万5000円、3項中学校費では、中学校管理運営に要する経費で、散布小中学校トイレ改修に伴い中学校分として「校舎等補修工事」4265万6000円、4項高等学校費では、教育振興に要する経費で、GIGAスクール用タブレット及び情報処理室パソコンの購入に伴い「パソコン等購入」1868万2000円、5項社会教育費では、総合文化センター管理運営に要する経費で、「施設改修工事实施設計委託料」3300万円、10款公債費は、10億9972万8000円、11款給与費は、12億3484万9千円を計

上しております。

なお、各特別会計への繰出金につきましては、国保会計に4405万2000円、後期高齢者会計に2125万9000円、介護保険会計に7460万2000円、診療所会計に1億5118万2000円、下水道会計に2億6095万3000円、水道事業会計に6810万3000円、合計6億2015万1000円となっております。

一方、これら歳出に要する財源につきましては、地方財政計画で示された伸び率等を勘案し、地方交付税は前年当初より3億1700万円増の36億6200万円、地方譲与税は4371万3000円増の1億2461万1000円、利子割交付金をはじめとした各種交付金は1666万円増の1億6046万円となり、これらは歳入総額の49.5%を占めております。

また町税は、現在所得申告をとりまとめ中でありますが、前年度最終見込みを基に全体で546万9000円、0.7%減の7億7653万2000円で、歳入総額の9.7%を占めております。国・道支出金は8063万1000円増の9億1521万円、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入は合計で2448万6000円減の2億6732万8000円、寄附金は、前年度同額繰入金は、ふるさと納税基金、財政調整基金などからの繰り入れを実施し、4168万2000円増の4億7295万8000円、諸収入は、貸付金元利収入などで、410万7000円増の8737万4000円、町債につきましては、1億7640万円減の8億910万円となっております。

今年度の予算編成にあたっては、歳入総額の4割以上を占める地方交付税は、できる限りの予算措置とさせていただき、不足分については財政調整基金繰入金を計上し、基本的には年度間予算として執行する所存であります。

全般的な財政状況といたしましては、老朽化する施設の維持管理費や建設事業の影響に伴う公債費が増加傾向にあり、今後も厳しい財政運営が続くことが予想されることから、財源の見通しを見極めた事業の執行と経常経費の節減に努めてまいります。

次に「第2表債務負担行為」につきましては、北海道市町村備荒資金組合の車両譲渡代金の支払契約に係るもので、期間は令和5年度から令和8年度までとし、限度額はそれぞれの購入価格に対する利率1.0%の年賦金の合計額に相当する額から令和4年度の年賦金を控除した額で設定しようとするものであります。

「第3表地方債」につきましては、本年度、地方債を財源とする各事業の借入限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしました。詳細につきましては、企画財政課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） （議案第17号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お待ちください。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

（延会 午後 5時00分）